

平成26年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年12月10日(水)

議事日程(第2号)

平成26年12月10日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
7番	鈴木二郎	議員	8番	平山晶邦	議員
9番	益子慎哉	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	荻津一成	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
樫村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	柳一行	次長兼総務係長
金子充	議事係長		

午前 10 時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。5 番木村郁郎議員の発言を許します。木村郁郎議員。

〔5 番 木村郁郎議員 登壇〕

○5 番（木村郁郎議員） おはようございます。5 番木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めさせていただきます。

今回は、福祉政策の中から障害者福祉の充実についてお伺いいたします。

近年、少子・高齢化の進展の社会の変化に伴い、障害者を取り巻く状況も大きく変化をしております。国では平成 18 年度から「障害者自立支援法」が制定され、障害者施策の転換が図られました。その後、障害者を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、難病を対象とするなどの改正を行い、障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」と法律名も変更され施行されました。当市におかれましても地域の実情に応じて取り組むべき障害者福祉の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的・体系的に整理し、障害者福祉の各種施策に取り組まれていることと存じます。

今般お伺いする質問内容については、障害のある方のご家族及び障害者福祉施設事業者の方からいただいたご意見を参考にしながら、当市の障害者福祉をさらに充実したものとするために、もっと深く考えていかなければならないのではないかと考える 4 項目について順次お伺いしてまいります。

1 点目は、相談支援体制の充実についてでございます。障害のある方が日常生活で困ったときに相談する相手は、家族、親族が最も多いと思われませんが、それでも解決できない場合には、行政等の相談窓口にご相談することになります。行政の相談窓口においては、障害者の方やそのご家族が気軽に相談できて、相談者の心の支えとなってほしいと願っておりますが、現在の相談支援体制についてお伺いいたします。

2 点目は、災害時に事おける避難支援体制についてお伺いいたします。平常時の備えについては、障害者の方の情報に基づき、災害時要援護者名簿を整備し、誰が誰を助けるのかを事前に決め、訓練をされていることとは存じますが、3 年 9 カ月前に発生した東日本大震災のときの避難においては、避難しなかった方の中には、一人で避難できなかった方や避難所が分からなかった

方も相当数いらっしやったと聞いております。東日本大震災の経験から災害有事の際にはどのような支援体制が必要なのか、体制整備の状況についてお伺いいたします。

3点目は、居住系サービスであるケアホーム、グループホームの整備についてお伺いいたします。障害のある方が住みなれた地域で自立的な共同生活や適切な介護を継続的に受けることができるグループホーム、ケアホームは、今後家族から自立して生活することを希望する方や現在施設に入所している方でも障害程度区分の変更により退所となる方も見込まれており、整備が必要となりますが、市内の各施設の整備状況についてお伺いいたします。

4点目は、県立常陸太田特別支援学校が市内に開校となることを契機として、当市の障害者福祉をさらに充実させることについてお伺いいたします。平成24年3月に閉校となった市立瑞竜小学校の跡地と校舎を活用し、来年4月には小学部が先に開校し、再来年4月には中学部、高等部が開校いたします。知的障害者教育支援学校として、小中高合わせて180名程度の児童生徒が通学することになり、現在、地域に育てられ地域を育てる学校にするための開校準備が進められているところでございます。

そこでお伺いいたします。地域に根差した学校となることを目標とする県立常陸太田特別支援学校が来春開校するに当たって、当市の障害者福祉や教育の分野でお役に立てる、担える役割としてどのようなことができるのかについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 福祉施策についての障害福祉の充実についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の相談支援体制についてのご質問ですが、現在市の担当窓口は社会福祉課の障害福祉係になりますけれども、そちらで受け付けをしております相談の状況を申し上げますと、身体障害者や精神障害者保健福祉手帳の取得に係る相談、障害福祉サービスの利用についての相談、その他就労、困りごと、悩みごとなどについての相談でございまして、障害者ご本人はもとより、ご家族、サービスを提供する事業所といったさまざまな方々の相談に対応いたしてございます。

窓口、電話等を含めまして、多い日で20件以上の相談に対応しておりますが、市の窓口以外にも市内には一般相談支援事業所が1カ所、特定相談支援事業所が5カ所開設されており、市の窓口と同様にさまざまな相談ができる体制が整っておりますことから、平成24年6月に設置をいたしました障害者自立支援協議会の相談等支援部会などでも一定の評価をいただいておりますので、当面は現状の相談支援体制で十分対応ができると考えております。

しかしながら、難病患者等の対象が拡大されたことなどによる障害福祉サービス利用者数の増加や発達障害児等の支援の必要性が今後見込まれることから、相談支援体制のあり方等につきましましては、市の窓口体制も含めまして今後も研究・検討を続けてまいります。

続きまして、2点目の災害時における避難支援体制についてのご質問にお答えをいたします。

災害時等におきまして、避難の際に周囲による配慮が必要な、いわゆる要配慮者のうち、在宅

生活者であって単身、または同居の家族による支援のみでは避難することが困難な障害者等の要援護者の避難支援体制につきましては、避難の際に配慮すべき事項や自主防災会において選出された避難支援者等を定めた個別計画を作成の上、避難支援等関係者が当該情報を共有し、連携協力して安否確認、あるいは避難支援に当たることとなっております。

この個別計画の作成につきましては、原則として要援護者ご本人の同意を得ることが必要でございますので、市といたしましては、直接郵送による方法、あるいは市役所窓口での各種手続にいらっしゃった際に取り組み内容などをご案内申し上げます方法等により、要支援者登録申請の働きかけを行っているところでございます。

なお、市におきましては、「災害対策基本法」及び市地域防災計画の定めるところにより、市福祉担当部署の関係資料をもとに、要援護者の対象者となり得る方全員を抽出いたしまして、既に名簿化しているところでございますが、この名簿につきましては、要援護者本人の同意を得ることなく、また、要援護者の生命または身体を災害から保護するため必要な場合以外には、外部に情報を提供することが許されておりません。しかしながら、できるだけ早期に全ての要援護者について個別計画を作成する必要がございますので、今後は各地域の避難支援等関係者にもご協力をいただきまして、要援護者の情報の集約や同意の取り付けを進めてまいりたいと考えております。

なお、既に作成された個別計画につきましては、要援護者本人はもとより自主防災会及び町会、民生委員、児童委員、市消防本部、さらには消防団、市社会福祉協議会等の避難支援等関係者に対しまして、防災対策の基礎資料として平成25年度中に配布いたしております。

続きまして、3点目の居住系サービスの整備についてのご質問にお答えをいたします。

市内には、知的障害者を対象とした入所施設を備えた事業所が2カ所ございまして、そのうち1事業者が共同生活援助、いわゆるグループホームを提供しており、短期入所——ショートステイについては、両事業所とも利用が可能となっております。定員につきましては、共同生活援助——グループホームにおいては14名、短期入所——ショートステイにおきましては6名となっております。

グループホームにつきましては、現在満床状態でございますが、その事業所では新たにもう一棟建設を進めておりまして、完成いたしますと定員が21名となりますので、家族から自立して生活することを希望する方や障害支援区分の変更により施設を退所する方の利用の拡大が図られるものと考えております。

なお、身体障害者を対象とした入所施設を備えた事業所は、市内にはございません。

続きまして、4点目の特別支援学校の開校を契機として、障害者福祉をさらに充実させることについてのご質問にお答えをいたします。

茨城県立常陸太田特別支援学校が開校いたしますと、特別支援学校ではセンター的機能を発揮し、その地域の幼稚園、小中学校等の要請に応じて巡回相談を行うほか、福祉、医療、労働などの関係機関との連絡調整や校内研修の講師、ケース会議におけるアドバイザーとしての協力など、教育上特別の支援を必要とする子どもたち一人ひとりの実情に応じた教育を進めていく上で大き

な効果が期待できる支援等を行っていただけると伺ってございます。

これらに伴い、本市が障害福祉をさらに充実させていくことが可能となりますので、特別支援学校とさまざまな情報の共有を図りながら、子どもたちの生活状況を勘案した障害福祉サービスの利用推進、発達障害児相談支援に係る情報提供、卒業後における進路などを話し合う福祉相談会の充実など、就学前から卒業後の社会参加に至るまで、切れ目のないサービス利用や相談支援等が提供できるよう、市内部はもとより市及び特別支援学校が一体となった支援体制づくりを進めてまいります。

○深谷秀峰議長 木村議員。

〔5番 木村郁郎議員 質問者席へ〕

○5番（木村郁郎議員） 4項目についてご答弁をいただきましてありがとうございました。ここからは1項目ずつ、再度お伺いしてまいります。

1点目の相談支援体制についてです。質問の前段でも、今般の質問前に、障害のある方のご家族の方、障害者福祉事業者の方からお話を伺ったとお話いたしましたのですが、ただいまの答弁と照らし合わせて少し気になった点がありますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず、相談者の方は、担当窓口の方には全体的、全般的には感謝されておりました。しかし担当者の方は、先ほどのご答弁にもありましたように、さまざまな事務処理を多く抱えており、多くの方からの相談もあって、その方の相談内容に対して継続的にフォローしていくことについては、「現在は難しいんです」ということを言われたそうであります。

知的障害を持った方の質問などは、一度質問してお答えをいただいてということで、いわゆるフォローの部分が相当に必要なそうでありまして、本件の場合であれば、本来ならば相談者の方の不安が解消されるまで相談に乗ってあげることができればよかったのではないかなと私は思っております。

相談者からこのような内容のご意見、声は、担当の課、係にも届いているとは思いますが、障害者の方の自立に向けた総合的支援を行うため、相談支援体制のあり方について、現在どのような研究・検討がなされているのか。先ほど答弁の最後にも「現在、研究・検討を進めてまいります」とありましたけれども、再度そちらの点について詳細にお答えをお願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまご発言があったような具体的な事案等の把握はいたしてございませんけれども、窓口対応の中で、市民の皆様とのやりとりの中でそういう不快な思いがあったということであれば、大変申しわけない対応であったと思っております。

なお、この障害福祉制度につきましては、先ほど議員さんのご発言にございましたように、「障害者自立支援法」から「総合支援法」へということで、平成25年に法律の名称の改正とあわせて制度の内容の見直しがされてございまして、現在段階的に、いわゆる制度の内容が見直されたり、あるいは事務手続等が変更されてきてございます。

具体的には、障害者の皆様へのサービスというのは、一定期間の認可行為で継続している方の

手続等が時期的に錯綜する場合などもございまして、そういった時期に相談のお客様が重なってしまうということでそういう事例があったのかなという感じはいたしてございますが、現在窓口等での平常業務の中では、そういった混乱は発生していなと理解をいたしてございます。

しかしながら、先ほどご答弁させていただきましたように、まだまだ制度の見直し移行中ですので、十分な対応がとれるような体制づくりにつきましては、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。相談者の方は、確かに今ご答弁にもあったように、本当に職員の担当の方が仕事、いわゆるデスクワークの分と相談等への対応というところで大変な状況であったということは本人もおっしゃっていたので、ただ私たちの立場としては、相談者の立場に立った行政対応をしていただければと思いますので、今お話があったとおり、今後継続的に行っていただければと思います。

この点については以上で終わります。

それでは2点目に移ります。2点目の災害時における避難支援体制については、災害に備え、事前に個別計画を作成し、連携協力して避難支援に当たる体制がとられていることを理解しました。

その上で1点、避難所での障害のある方への配慮についてお伺いしたいと思います。災害が起きて障害者の方、特に身体に障害のある方が避難所に避難した場合のスペースの確保についてはどういうふうに行われているのか、その辺のところを詳細にお聞かせいただければと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

災害時における対応につきましては、市の地域防災計画の中に、避難所における支援対策ということで考え方をまとめてございます。少し読み上げさせていただきますと、「避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設すること。さらにまた、体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合には、畳、マットを敷く、あるいはプライバシー確保のための間仕切り用のパーテーションを設ける、あるいは冷暖房機器等の増設などの環境整備を行うこととしてございます。具体的にはこのような考え方に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。ただいまスロープであるとかトイレであるとか、畳の設置ということで、設備の部分でのご答弁だったかと思うんですけども、位置的などうか、面積的などうか、そういったことについてのルールというか決まりというのはあるんでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 防災計画上はそこまでの明示はいたしてございませんけれども、当然必要スペースについては調査研究の上、確保してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) なかなか災害時、避難所そのものも全体のスペースにも限りがあるので、一般の多くの方が避難されている中で、私も「スペース」という言葉を使いましたが、スペースの確保という点ではなかなか難しい面もあるかと思いますが、身体障害のある方の状況も十分考慮していただいて、そのときに対応していただければと思っております。2点目について、ありがとうございました。

3点目の居住系サービスの整備については、ご答弁の最後に「身体障害者を対象とした入所施設を備えた事業所は市内にはない」ということをごさいましたけれども、入所を希望される方は、今現在は皆さん市外の施設に入居されているということよろしいでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 そのようなことをご理解をいただければと存じます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) それでは、日中活動系サービスということになるかと思えますけれども、身体障害者の方のショートステイ——短期入所のできる施設というのは市内にはありますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

身体障害者の方の受け入れ施設、短期入所の施設でございますけれども、市内には2施設ございます。具体的に申し上げますと、「ピュア里川」「ひまわり」の2事業所が受け入れ可能となっております。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) ありがとうございます。今現在、2施設に関しては身体障害者の方のショートステイが可能ということでございましたけれども、ちょっと気になるのは、トイレとお風呂という部分で、事業者の方——経営されている方が何かあったら大変だということで非常に不安を感じているようでございます。そういったことに対して市としてはどのようなお考えがあるのか、追加の質問になってしまいますけれども、お願いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご答弁申し上げます。

担当窓口のほうでそのような状況については、現段階では把握をいたしてございませんが、事業所等からその辺の事情については改めてお伺いし、必要な対応を考えてまいりたいと存じます。

以上です。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番(木村郁郎議員) どうもありがとうございました。実はこれ、今の話は事業者の方からお聞きしている話なので、再度確認をしていただいて、よいふう改善していただければと思います。3点目はこれで終わります。

最後に、特別支援学校の開校を契機として障害者福祉をさらに充実させることについて、ご答弁いただきました内容については理解をいたしました。

再質問では、特別支援学校に通う児童生徒と家族の負担を軽減するため、市として何ができるのか、お役に立てることはないかという観点から、2点についてお伺いしたいと思います。

1点目としては、特別支援学校への通学手段についてお伺いいたします。常陸太田特別支援学校への児童生徒の通学手段としては、小中学部はスクールバスを利用することになりますが、高等部は卒業後の訓練の意味を込めて自立通学となっているため、路線バスによる通学となるはずですが、現在は通学のために利用できる路線がありません。開校準備の中で現在検討されていると伺っておりますが、市内公共交通の効果的な運行方法の見直しやアクセスを改善するための協議の中で、特別支援学校へ通学する生徒の利便に資する運行路線を検討していただき、交通機関へ働きかけていただくことはできないでしょうか。お願いします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

路線バスの運行につきましては、直接的にかかわりはもってございませんけれども、情報によりますと、路線バス運行事業者自体が今回の特別支援学校が開設されることに伴い、路線バスの必要性等について認識いたしているということで、既に特別支援学校の関係者と事業者の間で路線バスの運行についての検討に入っているというお話を伺ってございます。市といたしましても公共交通を全体的にどう整備していくのかという視点から、積極的にこういった協議にかかわって対応ができるよう働きかけを行ってまいりたいと存じます。

以上です。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。私の情報も2週間ほど前の情報だったものですから、新たな情報を提供いただきましてありがとうございます。

それでは、次にもう一点のほうをお伺いいたします。

市民バス利用時における身体障害者手帳の提示にかわる乗車パスの発行についてお伺いしたいと思います。この件については、私の属する会派——未来創政クラブにおいて検討をお願いいたしました。先日いただきましたご回答では、市民バス利用時には他の公共交通機関と同様に、身体障害者手帳等を提示した際に運賃が減免されております。今後利用者の負担のかからない利用方法について検討してまいりますということでした。

私たちの会派で、身体障害者手帳にかわる乗車パスの発行を要望したその根底の部分は、知的障害者の方の場合、ご家族の方を含めて皆さん注意はされているかと思うですけれども、やはり紛失してしまうことが多いので、私たちとしては一段深い部分での配慮をお願いできればということでした。

また、身体障害者手帳の再発行には時間がかかり、その間、ご本人及びご家族には多くの負担がかかってしまいます。このような障害の特性に配慮し、障害者が安心して生活できて家族の負担軽減を図るため、前向きに検討を進めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

市民バスを障害者の皆様、あるいは障害者ご同伴でご利用する場合には、基本的に要項上は障害者手帳を提示することになってございますけれども、市民バスということでの運行でございますので、当然手帳をお忘れになったりとか、ご持参されていないというケースもございまして、現実的には手帳を持っているけれども、今日は持参してごさいませんとということで運転手に申し入れいただきますと、料金をいただかないで利用いただくという対応をとらせていただいているところでございます。しかしながら安心してご利用いただくために、議員ご発言のような乗車パスの発行等につきましても前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。本日は障害者福祉の充実ということで、最初の質問では大きく質問を申し上げ、2回目再度質問では、詳細について私が気になった点について質問をさせていただきました。よい答弁をいただきましてありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○深谷秀峰議長 次、4番赤堀平二郎議員の発言を許します。赤堀平二郎議員。

〔4番 赤堀平二郎議員 登壇〕

○4番（赤堀平二郎議員） 民主党の赤堀平二郎でございます。今回私は3項目、政府の目玉政策である「地方創生」に関する地方自治の問題につきまして、それと米価格の下落の問題、農業問題、そして10月に18・19号と大変強い大型の台風が来たわけでございますけれども、それに関連して3項目質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、地方自治についてでございますけれども、先ほど述べましたように、政府の目玉政策である「地方創生」に関する2法案が、さきの臨時国会で成立いたしました。1つは、「まち・ひと・しごと創生法」、もう一つは、「地域再生法」の一部を改正する法でございますけれども、少子・高齢化、人口減少に対処するためのものとされております。そして都市への過度の一極集中を是正するためにもということで成立したわけでございます。しかしながら、自治体の戦略の策定、努力義務は課せられているところでございますけれども、現時点におきましては、具体的な施策、政策は決まっていないということであります。

新聞報道等によりますと、優遇税制、交付金、補助金、規制緩和等が上げられているとのことでございますけれども、国に言われるまでもなく、地方、地域にとりましては、人口減少、少子・高齢化は直面する最も深刻な問題であり、当常陸太田におきましても市長を先頭に、定住促進、子育て支援の推進、新婚家庭助成制度等の創設、実施等さまざまな施策をとり行うことによって、この人口減少、少子・高齢化の問題に真正面から取り組んできたものと思っております。

国・政府が「地方創生」を重点政策と掲げる中、国に対し、人口減少、少子・高齢化対策としてどのようなことを要望されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

またもう一点、地方自治のあり方について、市長のご所見もお伺いしてまいりたいと思っております。

市長は現在、3期目の在任中でありまして、自治体経営の中でさまざまなご苦勞が多々あったことと思われまゝ。基礎自治体がスムーズな政策立案、執行実施をしてまいりる観点から、国との関係につきまして、どのような改革が行われていくべきか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、米の生産者米価下落について、農業問題について質問させていただきます。

本年、生産者米価が大幅に下落したと聞いております。実際下落しております。その影響は極めて深刻なものであり、生産農家の今後の活動意欲をそぐものとなっております。

私も過去の一般質問でたびたび述べさせていただいておりますけれども、人は食物を摂取することなしに生きていくことはできません。現在、日本の食料自給率は40%を切り、多くを海外に依存しているのが現状でございます。かつて低いとされたイギリスでも75%に改善確保されております。我が国はさきの大戦の後、極めて深刻な食料不足を経験いたしました。やはり食料は自前で確保できる体制を何としても維持していかなければなりません。農業を単に経済活動の一環として捉えるのではなく、国土保全の意味からも我が国の地域の農業、農家を政策としてしっかりと守っていかなければならないと考えております。

そこでお伺いいたします。当市の生産者米価の下落の現状と対策、2点目に市の米消費拡大策についてお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に、安心・安全まちづくりについてご質問いたします。先ほど述べましたように、10月、大型で非常に強い台風、18号、19号が2週続けて日本列島を直撃いたしました。その際の当市における被害状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。また2点目、当日の市行政の対応をどのようになされたのか、時系列でお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上、3項目につきまして1回目の質問とさせていただきます。答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 国の「地方創生」に関連したご質問にお答えを申し上げます。

先ほど議員ご発言のとおり、国におきましては、「まち・ひと・しごと創生法」と改正「地域再生法」の地方創生関連2法が11月21日に可決成立いたしまして、国の長期ビジョン骨子と「まち・ひと・しごと創生」総合戦略骨子が示されました。都道府県及び市町村に対しまして、地方版の人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することを求めております。これを踏まえまして市といたしましては、地方人口ビジョンとして人口の現状や将来展望などの分析に今入っているところでございます。地方版総合戦略の策定に向けた準備作業をこれから鋭意進めてまいりたいと思ひております。

国の地方への支援策につきましては、これから決まっていくところではありますけれども、市といたしましては、これらに対して積極的に対応できるよう、国・県からの情報はもとより、全国198の自治体、県内では6市町村が加盟いたしましたけれども、「人口減少に立ち向かう自治体連合」を組織いたしまして、より積極的な情報収集に努めているところであります。

なお、既に2回にわたりまして地方の人口減少、あるいはこれからの見通し等については、内

閣府が設置しております団体と勉強会等について2回にわたって出席し、その内容を高めているという状況でございます。

市としての国への要望ということでございますけれども、都市の少子化・人口減少対策として、結婚、出産、子育て支援を強力に推進するための支援、若者が安心して働ける産業雇用基盤の再生のための支援、そして安心して生活できる生活・教育環境づくりのための支援などをいただけるように国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、地方自治のあるべき姿についてのご質問にお答えさせていただきます。

住民ニーズの多様化が進む中で、住民一人ひとりがまちづくりへの関心を持って、まちづくりの主役となって行政とともに手を携え、誰もが住んでよかったと実感し、住んでみたいと思われるまちづくりを進めていくことが地方自治体には求められていると考えております。これらを実現していくために、「自助」「公助」「共助」による補完性の原理に基づき、市民・議会・行政それぞれの役割、責任を明確にして、ともに信頼し合いながら目標に向かって一丸となってまちづくりを行っていく市民協働のまちづくりを進めているところでございます。

また、この考えは、国と地方自治体の役割にも当てはめることができると思っております。まずは基礎自治体である市で課題解決に当たり、解決できない課題等については、県、さらには国が人的、財政的支援をするといった国・県・市それぞれの適切かつ明確な役割と責任分担の中で地方自治を進めていくものと認識をいたしております。まずは住民に身近な自治体が自ら考え、判断し、責任を持って地域の実情やニーズにかなった個性的で多様な行政サービスや地域づくりを展開していくことが地方自治の確立につながるものと考えております。

今後も市民協働の視点を大切にしながら諸課題に積極的に取り組みまして、本市の持つさまざまな資源を生かしていくことで、時代を担う若者を初め、多くの市民が住んでよかったと思えるまちづくりを推進していくことが本市の発展につながるものと信じております。

○深谷秀峰議長 農政部長。

[滑川裕農政部長 登壇]

○滑川裕農政部長 農政部関係の農業問題における米価格の下落にかかわるご質問にお答えいたします。

1点目の当市の生産者米価下落の現状と対策におけるその現状といたしましては、市内産コシヒカリ1等米玄米60キロ当たりのJA買い取り価格は、平成25年産の1万2,500円に対し、平成26年産は現時点で約27%下がり9,100円となっております。なお、現状によっては追加払いがあるものでございます。

農林水産省の報告によりますと、その銘柄により異なりますが、全国的にも相対取引価格は約3%から最大35%の下落となっております。この下落は、今般の高齢化などによる米の消費量の減少といった構造的な要因に加え、豊作だった昨年産米の在庫過剰感などが直接の原因とされております。しかしながら、根底には従来からの米余りの状況が大きな要因であるものと考えております。

今回の下落の対応策としましては、JAとして緊急に無利子による経営安定資金融資を実施し

ております。また、国においては制度切りかえの経過措置として、平成26年当初から拋出金制度により認定農業者及び集落営農組織を対象に生産調整、目標面積を達成した方の収入が減少した場合に、その減少分の約90%を補填する収入減少影響緩和対策を実施しております。また、今年度のみの経過措置として、拋出金によらず対象者も認定農業者等に限らない制度を実施しており、その制度の該当となった方は、収入減少分の約34%を補填されることとなります。したがって、今回の米価の下落においても対応がなされるものでございます。さらには、今年度の状況を踏まえ、来年においても新たな政策を打ち出す予定であると聞いております。

また、市及びJAが共同で設置する地域農業再生協議会においても、来年の作付に向けて生産者農家の維持及び市内余剰米の抑制に結びつく飼料用米への取り組み説明会を急遽開催したところでございます。

なお、この飼料用米につきましては、国の経営所得安定対策交付金において、基本額として10アール当たり8万円と、市の農地利活用推進交付金として単独分上乗せ10アール当たり1万円が交付されるものでございます。

行政といたしましては、今後も県内外の新たな支援策等を注視してまいるとともに、より効果的な支援策が打ち出された場合には、国・県及びJA等との連携により実施の検討を行ってまいることがあるものと考えております。

続きまして、2点目の消費の拡大につきましては、以前から当市が取り組む地産地消の食育の一環として、市内産米の米飯及び米粉パンを学校給食として提供しており、年間約72トンの消費につながっております。また、県内において事業を展開する飲食店の市内店舗においても、市の働きかけにより市内産米を年間6トンご利用いただいております。また、市民自らが組織するグループにおいても、秋祭りに合わせたおにぎりコンテストを開催する活動が行われるとともに、首都圏の子どもたちが太田地区の西河内において地元のサポーターの方々とともに、田植えから収穫までの稲作体験をし、収穫した米については販売する活動や市内産米を使った6次産業化の動きもあり、徐々にではございますが市民グループ等による消費拡大に向けた活動も継続して行われております。さらには生産農家自らが首都圏へ出向いて販売を行うなど、新たな手法に取り組む方も出てきております。

行政関係といたしましては、首都圏に在住する常陸太田大使の方々のご協力により、市内産の米を社員の食堂または社員への贈答として使っていただくなど、合わせて年間7トンのご利用をいただいております。また、この12月からは、大学における学生用食堂に年間9トンをご利用いただけることになるなど新たな動きも出てきております。さらには、今後ふるさと納税制度の拡大に向けた見直しの際に、その謝礼品に市内産コシヒカリを加えるなどの検討を進めております。

今後とも米価下落の根本的な原因と考えられる米余りに対してわずかでもその解消が図られるよう、生産者及び関係機関等との連携により市内産米の消費拡大に向けた支援及び活動を引き続き行ってまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 安心・安全なまちづくりの災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の10月に発生いたしました台風の被害状況についてでございますが、10月には台風18号と19号の2つの台風が関東地方を通過しておりますので、それぞれの主な被害につきましてご説明させていただきます。

まず、10月6日に通過いたしました台風18号におきましては、道路のり面崩落等につきましては、太田地区が4件、金砂郷地区が9件、水府地区が6件、里美地区が2件、合わせまして21件発生いたしているところでございます。

次に、橋梁の上部工流出でございますけれども、太田地区が1件、水府地区が3件、合わせまして4件発生いたしております。

このうち未復旧箇所につきましては、道路関係が7カ所、橋梁が1カ所でございます。なお、いずれも来年1月までには復旧完了を予定しているところでございます。

また、このほかに市内天神林町地内の民地の造成地から市道へ土砂崩落がございましたが、造成地施工業者の責任において復旧いたしましたものが1件、大里町地内の高齢者多目的施設におきまして、山田川支川、湯ノ沢川からの流入による床下浸水1件がございました。床下浸水の件につきましては、河川からの流入でございますので、管理所管の常陸太田工事事務所へ状況の報告をいたしましたところでございます。

なお、当日夕方、東染町におきまして、自宅付近の沢で死亡されている方が発見され、後日警察から台風の影響によるものとして発表されたところでございます。

次に、10月13日から14日にかけて通過いたしました台風19号でございますが、橋梁の上部工流出が水府地区で1件ございました。これにつきましては復旧完了となっているところでございます。

2点目の当日の対応でございますが、まず、台風18号につきましては、10月6日正午に茨城県に接近するという予報から、風雨が強まる以前の6日午前0時より情報収集、緊急連絡などのために担当職員が参集いたしてございます。

午前7時には浜松市付近の通過に伴いまして、防災行政無線などにより注意喚起を行ったところでございます。

さらに、5日からの累計雨量がおおむね100ミリとなりましたことから、午前8時30分に災害対策本部を設置いたしまして職員が警戒態勢に入るとともに、浸水、土砂、強風被害に対する早期の自主避難が可能となるように8カ所の避難所の開設準備に入りました。なお、避難者が暖をとれるよう毛布の搬送も行い、午前10時に開設いたしましたところでございます。これにつきましては、状況に応じまして避難所の追加開設をすることとしたところでございます。

また、このころより風雨が強まり、午前11時12分には、県から土砂災害警戒情報が発令されたため、その状況等から判断いたしまして、正午に金砂郷地区、水府地区、里美地区に避難準備情報を防災行政無線などにより発令いたしましたところでございます。

午後1時ころには風雨が弱まってきた状況でございましたが、浅川が増水いたしまして、観測

局情報及び現地確認情報から午後1時25分に花房町大木地区及び大方町瀬良田地区に避難勧告の発令をいたしたところでございます。発令に当たりましては、両町会長へ情報提供、協力依頼を行いまして準備を行ったところでございます。

その後、午後2時に第2回の災害対策本部を開催いたしまして、被害、対応状況等の集約、各部への対策指示を行いまして、午後2時20分には気象情報や警戒情報の解除などから、避難勧告、避難準備情報の解除、全避難所の閉鎖をいたしまして災害対策本部を解散いたしたところでございます。

なお、避難された方につきましては、水府総合センターに1名ございました。

続きまして、10月13日から14日にかけて、関東地方を通過いたしました台風19号でございますが、関東地方への最接近が14日未明から明け方との予報から、やはり風雨が強まる前の13日午後1時に担当職員が参集いたしまして、情報収集、緊急連絡がとれる警戒態勢に入ったところでございます。

午後3時に災害対策本部を設置いたしております。あわせまして自主避難のための避難所4か所の開設準備を行いまして、午後5時に避難所の開設をいたしたところでございます。

風雨の状況につきましては、茨城県への接近に伴いまして、13日午後9時ごろから14日午前3時ごろまで若干強まりましたものの、その後通過に伴い、洪水、暴風警報が解除されまして、午前7時30分に全ての避難所を閉鎖いたしたところでございます。この際、避難されました方につきましては、交流センターふじに1名でございます。

さらに午前10時に第2回の災害対策本部を開催いたしまして、被害、対策状況等の集約、指示を行いまして、この状況から同時刻に本部を解散いたしたところでございます。

○深谷秀峰議長 赤堀議員。

[4番 赤堀平二郎議員 質問者席へ]

○4番(赤堀平二郎議員) ご答弁ありがとうございました。

地方自治の問題について、ちょっと述べてみたいと思うんですけども、我が党は地域のことは地域で決めて、地域が責任を持ってとり行うという地域主権の考え方に立ちまして、各基礎自体が国の管理、コントロールを離れて、その地域に合ったまちづくりを自由にできる国のシステム、形を主としてまいったわけでございます。その根幹は、自由にその土地に合ったまちづくりをやるということは、まずお金がなければできません。大胆な財源と権限の移譲が必要であると考えます。

さきの9月の定例会で、同僚議員から太陽光発電の質問がございましたけれども、やはり市としてこういった問題に関与していく上では何らかの権限がないとできないわけでありまして、幾らこれは困った問題だと言いましても、市の権限が与えられておらず単なる添付書類の1つとして市の要望が扱われるようなことになっているからこそ、県のほうもこの前の捏造みたいなことが起こってしまったわけございまして、私どもとしては大胆な財源の移譲と権限の移譲を今後とも市長さんを先頭に国に訴えていただきたいと思いますというわけでございます。

それとこの財源に関しまして、これはまた私の党の宣伝になってしまいますけれども、それま

での霞が関の諸省庁が持っていました「ひも付き補助金」と言われる、いわゆる使途が非常に限られた、条件の付けられた補助金ではなく、やはり地方が自由に使える……。私のところは福祉にこのお金を使いたい、私のところは生活インフラが不十分だからこちらのほうに使いたいんだと、そういった形の使途の自由な一括交付金制度を復活したわけでございますけれども、残念ながら今はなくなってしまったということでございます。国のほうでも自由に使える交付金を考えているようでございますので、ぜひとも今の国、政府に再び一括交付金的なものを復活していただきたいと考えるわけでございます。

それとこの権限の問題ですけれども、我々が、例えば今度の都市計画をやる場合にも、農地を転用するというのは基礎自治体に全然権限がございません。4ヘクタール以上は国がやる。たしかそうだと思うんですが、4ヘクタールから2ヘクタールは国と県でやると。2ヘクタール以下は県がやると。そういうことではなくて、やはり農地転用の権限に関しては、まちづくりを進める上で基礎自治体にぜひとも移譲していただきたいと訴えていきたいと思っているわけでございます。

意見の開陳になってしまっただけで質問とちょっと離れているんじゃないかと思われる方が多分いるとは思いますが、市としても今後とも財源の移譲と権限の移譲に関しては、強く県、国に対して要望していただきたいと思っております。

2点目の農業問題でございますけれども、米の価格が下がって、私も1回目の質問で言いましたけれども、生産者の農家の方が非常にやる気をなくしているんです。JAの営農組織も来年は作付面積を増やさないとと言われております。やはり原則的に農家の経営が継続的、安定的にできるように、こういうふうになったから対処療法的に対処するとか、そのときの緊急融資という形ではなく、やはり長期的に継続的に安定的な農家の経営ができるような制度、私どもは戸別所得補償制度を創出したわけでございます。そういったものをやはり強化していく必要があるのではないかと思います。

さきの参議院選挙の公約といたしまして安倍自民党総裁は、10年間で農家の収入を倍にする」と公約に掲げられました。10年間という期間もちょうど私は問題じゃないかと思うんですが……。

○深谷秀峰議長 赤堀議員に申し上げます。質問の趣旨を明確に、1問1答で質問するようにお願いいたします。

○4番（赤堀平二郎議員） はい、わかりました。

そういうことで、国の農政の施策として飼料用米の生産促進という制度を掲げておりますけれども、その制度と実績についてご質問したいと思います。

それから、農家の生産者米価の下落についてのことでございますけれども、こういう流れの中で、農家が直接消費者とチャンネルを作って直接取引をするという動きが当市の中にもあるのかどうか、その辺のことについてもご質問したいと思います。

とりあえずそういうことでお願いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長　ご答弁申し上げます。

平成25年度における飼料用米の作付面積は22.1ヘクタールで、収穫量は約118トンとなっております。平成26年における飼料用米の作付面積は47.8ヘクタールで、収穫量は約260トンとなっております。26年度における飼料用米の作付面積は、市内の米の作付面積における1.94%となっております。

引き続きまして、生産者の直接販売でございますが、生産者の直接販売につきましては、先ほど申し上げました生産者自らが出向いての販売と、もう一つの販売方法としては、インターネット等による販売がございます。ネット等を検索してみますと、常陸太田産コシヒカリにかかわるものは、市内県外を合わせまして18件ございました。しかしながら、生産者の方の直接のものについては3件しかなかったわけでございます。

今後は行政として関係機関と連携し、認定農業者等へのネット販売の方法にかかわる支援についても検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

○深谷秀峰議長　赤堀議員。

○4番（赤堀平二郎議員）　生産者と消費者の直接取引の動きにつきましては、いろいろな考えがございますので、行政としてもなかなか対応が難しいかもしれませんが、こういった動きは今後広がっていく可能性が多々ございますので、農家の所得の底上げという観点からも、望まれる農家の方にはそういったやり方等をぜひともお教えいただいて、少しでも当常陸太田地区の農家の皆さんの所得が向上して、後継者も新規の就労者も増えるという形にもっていかたいのではないかと考えております。

それから、最後の安心・安全のまちづくりについてでございますけれども、今回の18号、19号の災害防災無線等を聞いた限りにおきましては、極めて早急なかつ確な対応がなされたと考えております。今後当市におきましてどういう災害がまた訪れるかわかりません。さきの長野の地震におきましては、死者、人的被害はなかったということもございます。ですので、早目の対策ということで、今後ともご尽力いただきたいなと要望いたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。失礼いたしました。

○深谷秀峰議長　次、3番藤田謙二議員の発言を許します。藤田謙二議員。

〔3番　藤田謙二議員　登壇〕

○3番（藤田謙二議員）　3番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、先日行われました合併10周年記念式典では、「つながる思い　果てない未来」のキャッチコピーに込められているように、この地域が市民協働のもと、将来にわたって永続的に存続していけるよう、次世代へしっかりとつないでいけるまちづくりに取り組んでいく必要性を再認識、そして共有することができた節目の1回になったことと感じています。そして、この10年間築いてきた4地区の一体感の醸成をさらに深めながらも、それぞれの地区の個性や魅力を継承、磨きをかけ、次なる20周年に向け新たな歴史を積み重ねていくべく一翼を担っていけ

るよう努めてまいりたいと考えております。

また、14日投開票の日程で、現在衆議院選挙が行われておりますが、地方創生を初め経済再生、安全・安心な国土及び地域社会を構築する上で大変重要な選挙であります。円安やエネルギー高騰対策とあわせた景気対策、企業や地域に活力を与えるさまざまな成長戦略、将来に安心の持てる持続可能な社会保障制度づくりなど、活力ある国づくりや人・物・サービスを動かす基盤づくり、地域の特性を生かしたコンパクトなまちづくり、地域を支える農林水産商工業の再生と活性化など、自立できる元気な地域づくり、さらには大災害に対する防災と復興の加速化、外交防衛、安全保障の体制の再構築、エネルギーや食料の安心できる供給体制など、危機に対する万全な備えのためにも、ぜひ有権者の皆さんには権利を放棄することなく大切な一票を投じていただき、まさに今、次の世代のためにも確かな未来をとともに作っていくことが必要であります。

安倍政権が発足して2年が経過し、経済再生を掲げ多くの政策が実行され、少しずつではありますが、景気に上向きの兆しが見えてきています。しかしながら、地方においてはまだまだ実感として感じ得ない状況にあり、これまでの脱デフレ、経済の好循環への期待感を地方や中小零細企業にまで実感として浸透できるように、国・県・市が連携を深めながら推進していかなければならない大切な時期でもあります。そのような意味からも、日本のかじ取りを大きく左右する重要な選挙であり、現在、期日前投票も朝8時30分から夜8時まで本庁及び各支所で行うことができますので、投票日当日都合の悪い方はぜひご利用いただければと思います。

それでは質問に入ります。今回は、前述した地方創生の1つでもある地域特性を生かした産業の振興とその拠点整備、人口減少対策についての3項目、10件の質問を行います。

本市の基幹産業である農林畜産業を取り巻く環境は、従事者の高齢化、後継者や労働力の不足、農家人口の減少、耕作放棄地の増加、生産環境の悪化、イノシシ等による農作物の被害など、さまざまな要因により厳しい状況にあると言えます。

全国に目を向けても、農林水産省が農林業、農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細やかな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいる全ての農家、林家や法人を対象に調査実施している農林業センサスの直近、2010年2月の結果でも、全国の就業者人口は260万人で、5年前――2005年に比べて75万人、22.4%減少し、農業就業者の平均年齢も63.2歳から65.8歳に上昇、また、耕作放棄地面積も40万ヘクタールとなり、5年前に比べて1万ヘクタール、2.6%増加しているということでもあります。

茨城県においても同じように、農業就業者人口は11万3,000人で、5年前に比べて2万9,000人、20.2%減少、平均年齢も63.6歳から65.7歳に上昇、耕作放棄地も2万1,000ヘクタールと、5年前に比べて800ヘクタール、3.7%増加しています。来年、2015年には、再度新たな調査が行われるわけですが、さらに厳しい状況となっているものと推察するところでもあります。

このような状況下、1次産業である農林業者が農畜産物の生産だけでなく、加工、2次産業、流通・販売の3次産業へ取り組み、製造・加工や卸、小売り、観光などの産業へ挑戦し、新しい食品や付加価値を生み出すことで農山村地域の活性化につなげていこうとする6次産業化の推進

に大きな期待が高まっています。

本県においても、農産物を活用した加工品の製造・販売、新しい販売方式の導入、地元農産物の直売、マーケティングなどの6次産業化に取り組む方々への相談窓口として、「茨城6次産業化サポートセンター」が設置され、相談内容に応じてサポートセンターが認定する6次産業化プランナーを派遣するなどの支援が行われています。

そこで、本市としても農林畜産業の再生、発展が地域創生の観点からも地域特性を生かした産業の振興に大きく寄与する可能性を秘めているものと期待しているところではありますが、(1)農商工観連携による6次産業化の推進について、①として、本市における6次産業化の取り組みの現況についてお伺いいたします。また②として、推進していくに当たっての課題及び今後の展望についてお伺いいたします。

2つ目は、複合型交流拠点施設(道の駅)整備についてであります。

前述の6次産業化にもかかわりますが、本市の基幹産業である農林畜産業振興及び地域全体の交流人口の拡大による地域産業の活性化を図ることを目的とした複合型交流拠点施設(道の駅)整備が、土地の造成が行われるなど動き始めています。

7月号の「広報ひたちおおた」には、平成25年に策定した基本計画の方針に基づく基本設計、全体配置計画や建築物の規模、形状などが今年3月に完了し、この基本計画に基づき、今年度は実施計画及び造成工事に着手し、平成28年7月のオープン予定に向けて取り組んでいくとの内容の記事が掲載されておりました。

しかし、いま一つ市民の皆さんには情報が伝わっていないようで、10月に開催した議会報告会の中でも市民の方から、「つくと決まった以上、知恵を出し合い、失敗しないよう進めてもらいたい」といった意見や、11月に行った市政活動報告会の参加者からも、「どんな内容でいつオープンなのか、また、常陸大宮市でも同時期に道の駅が建設されるが、ほかの道の駅と比べてときに、この施設の売りは何なのか」といった質問が出されるなど、関心が高まりつつある一方で、内容がよくわからないといった状況のようであります。

そこで今回は、市民の皆さんにも広く内容を知っていただいた上、行政や市民、地域がともに協力し、愛される施設とするべく、進捗状況についてお伺いいたします。

11月から市内4地区において、直売所に農産物の出荷を希望される方を対象にした説明会が開かれるなどしておりますが、①として、施設の運営内容についてお伺いをいたします。また②として、第三セクター設立準備委員会について、どのようなメンバーで、これまでにどのような協議が進んでいるのかお伺いいたします。

そして道の駅としては、今年の10月に日立おさかなセンターなど10駅が追加され、平成5年に制度が創設されて以来、これまで20年の間に全国で1,040駅が登録されており、茨城県内にも既に11の駅が存在しています。その中には、たまたま通りすがりに立ち寄るといった休憩タイプの施設から、施設自体を目的にわざわざ訪れていただくアミューズメントタイプの施設まで実にさまざまあります。今回の整備事業については、決して時期的には先進とは言えない、これからの時期にオープンするという事で既存の施設以上に独自性、オリジナリティーが求め

られるものと感じています。そこで③として、今回の施設の独自性となる特徴についてお伺いいたします。

さらに、道の駅構想が立ち上がって以来、議会としてもこれまでに所管事務調査や政務調査等で各地の集客力の高い人気のある道の駅を視察に伺うなどしてきました。その中で感じたことは、施設そのものの自体の充実や商品の品ぞろえ、陳列の工夫などクオリティーの高さはもちろんですが、それ以上に人、いわゆる現場のトップとなる駅長の熱い情熱と手腕が鍵を握っているということであり、勝ち組と言われる施設の駅長に共通しているのは、熱意と企画力や決断力の高さであります。そこで④として、本施設の駅長についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

また、施設整備に関して、幸久大橋を含む国道349号バイパスの4車線化の道路整備が今後進められると伺っていますが、施設に面する道路部分の工事の時期など、⑤として、面前道路国道349号バイパスの4車線化についてお伺いをいたします。

3つ目は、人口減少対策についてであります。

現在本市では、少子化・人口減少対策を重点戦略の上位に掲げ、子育て支援など先進的な施策を遂行しており、出生数も平成23年まで減少傾向にあったものを好転させるなど、一定の成果へとつながり、高く評価するところであります。

最近の常陸太田市議会での行政視察の受け入れ状況を見ても、10月7件、11月6件と急増しており、そのうちほとんどが少子化・人口減少対策についての内容で、本市の取り組みが他の自治体からも注目されていることが伺えるわけであり、

特に「子育て上手常陸太田」をキャッチコピーに、第3子以降の幼稚園・保育園の無料化、新婚家庭に月2万円の家賃助成、最大20万円の住宅取得助成、おむつ代2万円までの助成、さらにこれまで中学3年生までであった医療助成を高校3年生18歳の年度末まで拡大をするなど、子育て世代への手厚い助成は市民の間でも好評を得ています。

一方で、家庭を持つ前の若者世代という観点から人口減少対策を捉えてみると、働く場所、いわゆる雇用の場の創出が強く望まれています。高校を卒業して就職しようとしても地元には就職先がなかなか見つからないため地元を離れなくてはならない、また、大学等で一時地元を離れたものの、就職するに当たり地元に戻ろうと思っても勤める場所がないため戻ってこれないなど、若者の流出を抑えるためには、働く場所の確保が欠かせない大きな要因となっています。そこで、(1)若者の流出防止について、①として、就労の場の確保に向けた現在の取り組みについてお伺いいたします。

また、ハローワークが常陸大宮市に移転し、市内の若者が地元の職場で働きたくても求人情報がわからないため、他市へ流出しているのではと感じています。もう少し行政が地元の職場と若者を引き合わせるなどの支援が必要であると考えますが、②として、地元の職場と若者のマッチングの支援などについてご所見をお伺いいたします。

次に、6月議会でも、工業団地の企業立地の際の各種奨励制度と同じように、市内において起業・創業する若者についても、融資制度のみならず助成制度などを新設し、若者の転出・流出防

止、転入促進のためにも支援体制を図っていただきたい旨要望し、若者の起業家支援助成制度の新設を提案させていただきましたが、③として、起業・創業に対する支援制度の新設について、ご所見をお伺いいたします。

以上10件についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の地域特性を生かした産業の振興と複合型交流拠点施設(道の駅)の整備にかかわる2項目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、地域特性を生かした産業の振興における農商工観連携による6次産業化の推進の1点目、取り組みの現況といたしましては、現在まで、地域特性があり本市の農作物を代表する米・果樹及び常陸秋そばなどの6次産業化の促進を行ってまいりました。その主なものといたしましては、市の独自支援策として、平成23年度に制度化した加工品開発支援制度や国及び県等の各種支援制度の活用により加工施設などを整備し、農業者が自ら生産した農作物を使って果実ジャム、餅加工品、手打ちそばなどを商品化し、市内小売店、直売所及び朝市等で販売を行っております。また、県の農産加工指導センターや保健所との連携により、JAぶどう部会の役員を対象としたスムージーやコンポートなどの加工品づくり研修会の開催や、平成26年度においては加工へ意欲のある約30名の農業者の方々を対象とした個別相談会等を実施するなど、継続して6次産業化への支援を行っております。

市内外の商業者等との農商工連携による取り組みといたしましては、「里川カボチャ」の焼酎や「常陸青龍」のワイン、巨峰やナシ、米粉等を素材としたタルトなどの各種スイーツやジュース、冷凍手打ちそば、地場産黒豆の納豆、地場産米の日本酒などへの商品化がなされるとともに、それぞれが独自の販路開拓も展開しております。

さらには、市民グループ自らが組織し実施する「常陸太田ファーム&キッチン」においては、これまでブドウ、米を素材として、計5回にわたり約60品の新たな創作料理が市内の飲食店で提供され、約450万円の経済効果を生み出しております。その一部については、現在も参加店の代表商品になるなど、徐々にではございますが、市内において6次産業化への機運が高まりつつあるものと考えております。

またJAにおいては、里美地区に国の事業認定を受け、地場産物を活用したジェラードやヨーグルトなどを製造する新たな加工所を整備し、今年度中に操業を開始すると聞いております。これにより、さらなるブランド化や販路拡大を期待しているところでございます。

続きまして、2点目の課題及び今後の展望につきましては、6次産業化の推進は農業者の所得向上はもとより、市内商工業や観光業等を含めた地域産業全体の発展に大きく寄与するものと考えております。これはただ商品化を図るだけではなく、消費者嗜好を踏まえた需要の創出及び地域特性や歴史などの物語性を織り込むなど、新たな付加価値を生み出すために取り組んでいくことが重要であり課題であると考えております。そのため、今後とも行政いたしましては、

指針と目標を持った6次産業化を推進するとともに、各支援制度の活用により商品化及び販路拡大のためのハード並びにソフトの両面にわたる支援を引き続き行ってまいります。また、市の特産品認証制度を活用し、その認知度向上や販路拡大を支援してまいります。

今後も市観光物産協会等との連携による一体的な情報の発信に努め、6次産業化への商品化及び販路の促進を支援してまいります。

続きまして、複合型交流拠点施設（道の駅）整備にかかわる進捗状況の4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の経営の内容及び2点目の第三セクター設立準備委員会につきましては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

運営の内容につきましては、昨年度に策定いたしました基本計画に基づき、今年度設置の第三セクター設立準備委員会において、経営や運営に関する事項等について、これまで4回にわたり協議検討をいただいているところでございます。

なお、委員は市・J A・商工会・森林組合・市観光物産協会及び市内に支店を持つ金融機関3行の代表の方による委員10名で構成され、オブザーバーとして県から2名の参画をいただいております。

この委員会では、施設全体の運営は第三セクターが行い、施設内に設置する個別の施設は、所期の目的達成を前提とし、その機能によって民間及び市民団体等の運営がより効率及び効果的であると判断されるものについては、第三セクター以外による運営が妥当であるものとの検討をいただいております。

その主なものとしていたしましては、直売所につきましては、地元農林畜産物の販売を中心に加工品などを販売し、訪れた方々が楽しい雰囲気の中で買い物していただけるよう施設づくりを考えており、運営についてはJ Aによることが妥当との検討をいただいております。

現在は、出荷希望者を対象とした地区ごとの説明会をJ Aとの連携により開催しているところでございます。なお、より多くの市民の方々の参画を目指し、遠方や高齢者の方々に考慮した集荷のシステムについてもあわせて説明を行っております。

また、フードコート及び加工所については民間等の運営が妥当とし、地元農産物を素材とした飲食物の提供を条件として、本年10月に参加店舗の募集を実施したところでございます。その結果、フードコートについては、3店舗に対し、そばや乳製品を提供する4店舗の応募があり、加工所については2店舗に対し惣菜や菓子類などの加工店舗4店の応募がございました。現在は委員7名による選考委員会を女性中心に組織し、応募いただいた方々の内容審査を行っている状況でございます。

交流人口を図るための発信の機能を持つ情報館につきましては、その機能から市観光物産協会が運営を担うこととしております。

レストランにつきましては、地元農畜産物を素材としたさまざまな料理の選択ができ、楽しみながら食事ができるようビュッフェ方式とし、運営については第三セクター直営が妥当との検討をいただいております。

その他、市民皆様の企画立案によるさまざまなイベントなどができるスペースとして、イベント広場や体験交流室等を設置してまいります。

冒頭に申し上げました第三セクターが施設全体の運営主体となり、より多くの市民の皆様の参画をいただきながら市民協働による運営を目指し、施設づくりの計画を進めているところでございます。

続きまして、ご質問の3点目の今回の施設の独自性、目玉となる特徴といたしましては、その1つが情報館であり、ほかの同様の施設では、自らの施設にかかわる情報発信のみにとどまっているのが多いのに対し、本施設においては、市内の観光情報や大きなイベント等はもちろんのことでございますが、地域の細部にわたる情報を収集するフィールドレポーターのような方を配置することにより、地域主体の四季折々のイベントや体験等の情報を含めた受発信をインターネットなどとあわせたシステムとして構築してまいります。これにより当施設で情報を入手してから、市内全域へ出向いていただけるよう魅力的な情報の受発信を行ってまいりたいと考えております。

2つ目としては、トマトハウスの設置であり、複数の栽培、作型により、年間を通した摘み取り体験ができる場であるとともに、将来的に市内において独立をして農業経営ができるような方を雇用し、技術の習得の場とすることにより担い手の育成を兼ね、地域農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

3つ目として、防災時における一時避難所や復旧支援活動の拠点としての機能など、防災拠点としての機能を備えてまいります。

ただいま申し上げました特徴を含め、現在、国土交通省が実施する地方の拠点となるモデル駅としての選定要望を行っているところでございます。

ご質問の4点目、本施設の現場リーダーとなる、いわゆる駅長につきましては、この方により施設運営の成否が問われることから、さまざまな視点から判断を行っていく必要があります。より多くの選択肢の中から選定することが望ましいものと考えております。つきましては、今年度中に公募を実施し、当施設にふさわしいかたの選定を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回につきましては細部の内容が協議中であり、ご質問に対し概略的な答弁を申し上げましたが、今後時期を見まして全員協議会においてご報告させていただきたいと考えております。つきましては、今後も常陸太田の農業振興及び交流人口の拡大の拠点として、複合型交流拠点施設（道の駅）の整備を着実に進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 複合型交流拠点施設（道の駅）整備について、その進捗状況についてのうち、5項目めの面前道路国道349号バイパスの4車線化についてお答えをいたします。

国道349号の現在の進捗状況でございますが、県では那珂常陸太田拡幅事業として、那珂市杉地内から常陸太田市瑞龍町地内の延長約10.4キロメートル区間の4車線化事業を実施しておりまして、このうち常陸太田工事事務所において、幸久大橋を含む常陸太田市内の延長約6.9キロメートル区間について事業を進めております。

市内におきましては、これまでに三才町の三才跨線橋北側から金井町交差点までの約1.3キロメートル区間が供用しており、現在、金井町交差点から内堀町東交差点までの約0.8キロメートル区間の4車線化工事及び幸久大橋の調査設計が進められております。

ご質問の複合型交流拠点施設（道の駅）の面前道路の整備につきましては、幸久大橋の整備状況を見ながら整備していく方針と聞いておりますが、道の駅開業による車両通行の安全を確保する観点や道の駅利用者の利便性の向上にも資するものであると考えられますので、面前道路の整備が優先的に進められるよう関係機関に要望してまいります。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔榎村浩治商工観光部長 登壇〕

○榎村浩治商工観光部長 人口減少対策における若者の流出防止についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、就労の場の確保に向けた現在の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。市では、人口減少対策には若者等の雇用の場の確保が必要であると考え、平成18年度より専門の職員を配置し、企業誘致の促進を図っているところでございます。平成18年度以降これまでに市内の工業団地等へ15社を誘致し、現在60名を超える市民の皆様が誘致企業に就労されております。さらに、誘致企業の1つである日立造船株式会社等が宮の郷工業団地で進めております木質バイオマス発電事業が、来年7月稼働に向けて新たな採用計画があることから、さらなる就労の場が創出されることになっております。若者等の就労の場の確保につきましては、若者の定住促進につながるものとし、今後におきましても引き続き工業団地等への企業誘致へ市街地への商業施設等の誘致促進を図りまして、新たな雇用の場の創出を推進してまいります。

また、現在ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、市内の工業団地や市内事業所等へ訪問するなど、若者雇用に向けた求人開拓を図っており、引き続き若者等の就労の場が確保されるよう積極的な求人開拓を図ってまいります。

続きまして、地元の職場と若者のマッチングの推進についてのご質問にお答えをいたします。

平成20年3月にハローワーク常陸太田が廃止されたことに伴い、ハローワーク同様に就職相談や求人情報が取得できるよう、平成20年12月、旧保健所跡地に常陸太田市地域職業相談室を開設し、市民の皆様にご利用いただいております。

常陸太田市地域職業相談室には、就職相談や市内事業者の求人情報、全国の求人情報を含め、昨年度延べ1万人の方が来室され、そのうち4,709件の就職相談件数があり、522人の方が就職に至っております。

なお、ハローワーク管内の最新の求人情報を市役所本庁舎1階ロビーにおいて毎週月曜日に掲示しております。また、平成21年4月に、茨城県が常陸太田合同庁舎内に開設いたしましたいばらき就職支援センター（県北地区センター）、一般に「ジョブカフェけんぽく」と呼ばれておりますが、ハローワーク同様に就職相談や県内の求人情報が得られることから、昨年度の利用者の登録595人のうち、市内の方338名の方が登録され、そのうち市内の228人の方が就職されております。

地元の職場と若者のマッチングにつきましては、就労の場の確保はもとより、地元事業者の後継者育成の観点からも重要であると考え、昨年度より企業とイノベーションセミナーを開催し、企業からの情報を得たりしております。また、ハローワークと連携した市内高校生対象の市内事業所を巡る職場見学ツアーも実施してきております。今年度におきましても、昨日、市内6事業所を市内高校生6名の方が職場見学を行っております。今後も地元事業者と市内高校生等の集団面接会を予定しており、引き続き事業者と若者とのマッチングに取り組んでまいります。

続きまして、起業・創業に対する支援策についてのご質問にお答えをいたします。

市ではこれまで、市商工会のチャレンジショップを活用した起業家への支援として、家賃補助や新規就農を目指す若者等へ青年就農給付金として、現在6名の方を支援させていただいております。また、国・県及び関係機関等により、本市以外の支援制度につきましても、市ホームページや市広報紙等により情報提供を図っているところでございます。

ただいまの議員ご発言の中の起業・創業に対する新たな支援策につきましては、これまでも旧市街地の空き店舗を利活用して、カフェや雑貨やそば店等を起業したいと、市や商工会等への相談があることから、空き店舗の利活用を図った支援構築について、既に支援制度を設けて実施している県内の自治体を訪問し、説明を受けるなど調査研究を続けておりますが、本市での空き店舗は、店は廃業したがそのまま生活の拠点として使用されている、いわゆる居宅兼店舗が大半でございます。他自治体の状況とは少し違うところから、支援制度をそのまま導入するには大変難しい状況でございます。

平成17年度に策定いたしました中心市街地活性化基本計画が来年度最終年度を迎えるため、これまで市が進めてまいりました各種施策を検証し、今後の活性化策を含めた各施策について地域の皆様方のご意見をいただきながら、関係部署とも連携を図り今後検討してまいります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

〔3番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○3番（藤田謙二議員） ただいまは、各項目ごとに答弁をいただきありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の（1）農商工観連携による6次産業化の推進については、市独自の加工品開発支援制度を初め、国・県等の各種支援制度を活用した取り組みにより一部商品化が進められている状況はわかりました。そのような中、せっかくいろいろな取り組みが行われているのに情報発信がさまざまなため、知る人ぞ知るといったように一部のみにしか知られていない状況も見受けられます。認知度向上や販路拡大には、答弁にもあったように一体的な情報発信が必要であると考えておりますけれども、具体的に今後どのように進めていくお考えなのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 一体的な情報発信につきましては、市観光物産協会、商工会、JA、県等を初めとした関係機関との連携により、官民及び農商工などの区別を問わず、市内の6次産業化の動きや商品化を把握し、市や観光物産協会のホームページはもとより、各種メディアなどへの情報提供もあわせ、より効果的な発信を行ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) 消費者はもちろんのこと、これから6次化に取り組もうという方々に対しましても、ぜひわかりやすい情報の提供及び発信が重要であると思います。

魅力度ランキング等々でもよく言われる茨城県の評価の低い要因にもPR不足が取り沙汰されておりますけれども、ぜひ積極的な魅力ある情報の発信に期待をしております。

次に、大項目2の複合型交流拠点施設(道の駅)整備については、細部の内容については現在協議を進めているということでありますので、幾つか再質問をさせていただきます。

①の運営内容についてですけれども、出荷希望者を対象とした地区ごとの説明会をJAと連携して開催しているとのことではありますが、これまでの参加状況及び手ごたえ等についてお伺いをしたいと思います。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 今回実施いたしました説明会は、地区ごとに昼と夜の2回に分けて実施し、計126名の方にご参加をいただいております。皆様大変意欲的で、出荷や運営に関する事項についてさまざまな意見交換会を行いました。今後につきましてもより多くの皆様の参加をいただけるよう、各種関係機関やグループ、加工品やおみやげなどの出荷を希望する方への説明会を丁寧に行き続き行ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) その説明会の中で、ただいまさまざまな意見交換が行われたというお話でしたが、参考までに参加者から主にどのようなご意見が出されているのかお伺いをしたいと思います。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 主なものといたしましては、商品の品ぞろえ及び陳列方法のルール、集荷システムの内容、手数料、今後設置すると説明いたしました出荷者協議会についてなど、生産者として出荷に当たって確認しておきたいことが主な内容でございました。

以上です。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) わかりました。どこの道の駅でも中心的なのは直売所というところかと思えます。魅力ある品ぞろえのためにも集荷システムの構築等々進めていっていただいて、さらにカット野菜ですとか、食べきりサイズなど、いろいろなアイデアを駆使して推進をしていただきたいと思います。願っております。

また、イベント広場や体験交流室の運営についても、ぜひ市民による推進チーム等を設置していただき、運営や企画に市民が参画する仕組みを考えていただきたいと思います。望んでおります。

③の施設の独自性となる特徴については、情報館やトマトハウス、さらには防災拠点としての機能を備えるということでありますので、ぜひモデル駅として選定されるよう、今後細部を詰めていただき、改めて内容がまとまった時点で全員協議会等で説明をいただきたいと思います。

④の駅長についてですが、こちらは今年度中に公募制で選定していくということですが、

決定した後、できるだけ早く発起人会等に加わっていただき、手腕を発揮していただきたいと考えておりますけれども、大体いつぐらいの時期から駅長が着任される予定なのかお伺いをしたいと思います。

○深谷秀峰議長 農政部長。

○滑川裕農政部長 駅長の候補の方につきましては、運営主体となる第三セクターの設立時のできるだけ早い段階から参画をいただければと考えております。可能であれば来年度の早いうちから、私たち市職員と一緒に仕事ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) 先ほども述べたように、何ととっても成功の鍵は人であると思います。現場のトップとなる駅長の手腕次第でオリジナリティーある目的地としての道の駅になれるかどうかかかってくると思いますので、権限をどの程度まで与えて活躍していただくのかなど、しっかりと今後協議をして、魅力ある施設を目指して進めていただきたいと望みます。

そして、国道349号バイパスの面前道路の4車線化につきましては、ぜひスムーズなオープンに向け、働きかけをしていただきたいと思います。

大項目の3、人口減少対策についての若者の流出防止についてですが、常陸太田市地域職業相談室等県北地区就職支援センター、いわゆる「ジョブカフェけんぽく」等々の利用状況が先ほどご説明がありました。今回若者という観点からお伺いしていることもありまして、できましたら年代別の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

○樫村浩治商工観光部長 ただいまの年代別の内訳についてのご質問でございますが、常陸太田市地域職業相談室に昨年度来所された方の年代別でございますが、10代では77名、全体の1%。20代では1,315名、13%。30代では1,994名、20%。40代では2,808名で28%。50代では2,241名、23%。60代以上では1,500名、15%となっております。

また、茨城就職支援センター県北地区センター「ジョブカフェ」に登録された常陸太田市民の方338名の年代別内訳でございますが、ただいま申し上げました常陸太田市の地域職業相談室とは集計方法が違ってございますが、24歳以下の方が62名、全体の18.3%になります。25歳から34歳以下が103名、30.5%。そして35歳から44歳以下が88名、26%。そして45歳から54歳以下が52名、15.4%。55歳から64歳以下が32名で全体の9.5%。65歳以上が1名となっております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番(藤田謙二議員) 就職相談という一般的なハローワークというイメージを皆さん強くお持ちであると思います。その中、旧保健所の跡地に開設された常陸太田市の地域職業相談室と合同庁舎内に開設されている茨城県の県北地区就職支援センター(ジョブカフェけんぽく)ですか、今の数字にもあったように、若い方は15%前後ということで認知が低いと感じておりますので、やはりそういった存在ですとか、ハローワーク同様に求職相談や求人情報が地元でも得ら

れるんだというような広報にもうちょっと力を注いでいただきたいと思います。

また、起業・創業に対する新たな支援策に関する件では、空き店舗の利活用について、答弁の中にありましたように、その解決策については、地域により環境が異なるため、なかなか一緒くたには図ることができない問題であることは重々承知しています。だからこそ他自治体で行っている支援制度を導入するのではなくて、本市独自の支援制度を設ける必要があるものと考えているわけであります。

国においても「地方創生」が重点施策として掲げられている中、ここ四、五年が非常に大きな転換期——ターニングポイントであると感じております。ぜひ人口減少を最小限に食いとめて、若者が住みたい、住んでよかった、住み続けたいと感じられる町を目指して、引き続き企業誘致、さらには答弁にもあった中心市街地の活性化についても、関係部署及び地域住民参画の上で施策を推進していただきたいと思います。私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時01分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

[8番 平山晶邦議員 登壇]

○8番(平山晶邦議員) 平山晶邦です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今、衆議院選挙の真っ最中です。アベノミクス解散とか、大義なき解散とか、さまざまなことが言われておりますが、結果は14日に出ます。いずれにしても国会議員の皆様には、当選されたならば、私たち国民の生活・福祉・幸福の追求のために頑張っていただきたいと思います。また、地方の疲弊をストップするような施策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

本年の12月で常陸太田市は合併10年が過ぎました。この間に常陸太田市はどのようによくなりましたのでしょうか。私は10年前に作成したこの合併まちづくり計画、新市建設計画という冊子を読み直してみました。

財政規模は10年前に予想していたような状況になっています。25年度の歳入・歳出とも254億円をこの冊子では10年前に予想しておりましたが、実際の25年度決算では、歳入が263億円、歳出は253億円でありました。お金はぴったりと予想と合っていました。

人口ということで見ますと、この計画の中では、約6万1,000人の人口が10年後には6万8,000人になると予想しておりましたが、残念ながら現在は5万2,700人台に減少して、生産年齢人口も58.8%と予想しておりましたが、現在の本市では48%台を切っております。人口から見ますと、少子・高齢化、過疎という問題を抱え、本市は大変厳しい状況が続いています。

10年を1つの節目として、私たち行政にかかわる者も反省すべきは反省して、これからの時

代をつくっていかねばいけないと考えます。以上のことを前段で申し上げ、質問に入ります。

第1の質問は、今後の市立幼稚園・保育園のあり方についてお伺いをいたします。

急速な少子化の進行や家族の地域雇用形態などにより、子ども・子育てを取り巻く環境変化が進んでいます。それらの現状を踏まえ、政府も平成24年8月に「子ども・子育て3法」を整備いたしました。3法では、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法」などにより、地域の実情に応じた支援のあり方を国も応援できる仕組みを作りました。その中で、新たな幼保連携型認定こども園の整備もできるようになっています。

幼保連携は、金砂郷町時代には特区制度の中で平成12年に当時国に先駆けて画期的な取り組みを「こどもセンターうぐいす」で行いました。10年前のまちづくり計画の中でも、少子化社会においては、地域社会全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりが必要だと、子育てへの不安などの解消を図るため、保育所における多様な保育サービスの充実に努めるとともに、児童数が減少する地域においては、児童の社会性の涵養等の観点から、保育所、幼稚園の一元的な運営を試みたいと冊子の中でうたっております。

合併後10年が経過いたしました。それらの斬新的な取り組みがその後は行われておりません。現在の本市の少子化で推移している状況を考えると、「子ども・子育て3法」が整備されたことをきっかけに、園ごとの園児数、今後の園児数の推移と地域の子育ての実情を分析して、本市における今後の幼稚園・保育園のあり方を市民に提示していく必要があると考えます。

10年以上前に本市で行われていた幼保連携の施設が、なぜその後進まなかったのかの現状分析も含め、幼稚園・保育園の今後のあり方についてご所見をお伺いいたします。

第2の質問は、市民の生活道路である市道の整備についてお伺いをいたします。

県内の自治体の中で市道の舗装整備率は、平成24年度ベースで見ますと、ワースト2にあります。地区によっては日常生活の利便性の問題だけでなく、災害時には火災延焼や人的救命のための緊急車両が入れない等の問題もあり、市民にとって身近な生活道路の整備は進めてほしいという市民の要望は大変強くあります。本市においては、まだまだ道路インフラの整備は必要であります。市長がおっしゃっている定住促進という観点から言えば、道路インフラ整備は高位に位置する課題だと考えます。県内ワースト2から脱出する市道整備の戦略的手だてはどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

1つとして、各町内から上がってくる要望箇所数は、支所単位で地区別にどのようになっているのかを伺います。

2つとして、市道整備の戦略を実現するために予算の確保や要望箇所を整備する職員体制は十分なのかを伺います。あえて執行権に位置する職員体制ということをお伺いするのは、私は建設部の仕事は企画や総務と違って人と人との合意や現場確認などハード的な側面が多く、多くのマンパワーが必要な部署だと考えております。ですから、業務処理を行う職員体制についてもお伺いしたいわけでありまして。

以上、市道の整備についてお伺いをいたします。

第3の質問は、財政調整基金のありようについて伺います。

私は、今までも本市の財政については大変厳しい見方をしています。議会においても財政問題について多くの質問を行ってまいりました。ご存じのとおり財政調整基金は、自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な継続性ある財政運営を行うための貯金であります。現在は25年度決算で見ますと、財政調整基金は47億円が積み立てられておりまして、これは予算に占める財政調整基金の割合で見ますと県内自治体の中でもトップクラスに位置しております。財政的には大変すばらしいことです。

しかし市民から見ますと、また別の見方があります。ある市民から、常陸太田市は自主財源が乏しく、国からの交付税や交付金で予算を組む三割自治体なのに、なぜそんなに財政調整基金を積み立てることができるのか。本来であるならば、もっと市民のために予算を、事業を行わなければいけないのではないかと、市民に対する投資が少ないのではないかとという質問を受けました。

私は今までの議会の質問でも申し上げてきたように、27年度から合併算定がえによって5年間にわたり20億円近い交付税が減額になることを見越して、財政調整基金や減債基金を積み増すことは財政上大切なことであると理解はしております。しかし2問目で質問した市道の整備などが遅れている現状では、市民の理解が得られていないのではないのでしょうか。

ちなみに、隣の那珂市の財政調整基金は18億円。驚いたことに、本市の予算の倍近く使っているつくば市の財政調整基金は37億円、ひたちなか市は46億円でありました。ここから見えてくるのは、勢いがある市は事業を多く行っているという状況なのかなと思いました。

財政調整基金を積み立てることが目的ではないはずですが、あくまでも市民生活が豊かになることのために予算を使うことが必要です。質問として、自主財源が乏しい本市がなぜ多くの財政調整基金を積み立てることができるのかについて伺いをいたします。

1つとして、三割自治体の典型の本市が、県内でもトップクラスの財政調整基金を積み立てている現状について伺います。

2つとして、今まで市民が必要としてきた投資的経費に回さなければいけない事業を行ってこなかったのではないかとという市民の疑問についてご説明を願います。

3つとして、市民が望む市道整備など、優先して進めたい事業に財政調整基金を取り崩してでも予算化することも必要だと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上、財政調整基金についての質問について伺いをいたします。

以上の3項目についての1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 今後の市立幼稚園・保育園のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

来年度からスタートする子ども・子育て関連3法による子ども・子育て支援新制度につきましては、急速な少子・高齢化の進行や結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状、子育ての孤立感や負担感の増加、さらに子ども・子育て支援が質、量ともに不足していることによる待機児童問題などの子育てをめぐる現状と課題に対しまして、社会全体で負担しながら質の高い幼児期の

学校教育，保育の総合的な提供や保育の量的拡大，確保，質的改善，さらには地域の子ども・子育て支援の充実を目指した取り組みを進めるものでございます。その中で市町村は，安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するために，子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられておりまして，当市におきましても現在年度末までを目途に策定作業を進めているところでございます。

まず，現在の本市の園児の状況を申し上げますと，平成26年11月末現在，幼稚園は公立8園で園児数が419人ですが，年々減少傾向にあります。特に里美幼稚園におきましては，3歳児から5歳児まで合わせて11人，同じく水府幼稚園では17人という状況になってございます。保育園につきましては，公立6園，市立2園において園児数が合計677人，こちらは年々増加傾向にございます。

子ども・子育て支援事業計画策定に際しましては，子育て世代の方々を対象にニーズ調査を実施いたしております。その中で母親の就労を希望する意向が高い数値を示しておりますので，今後も保育園を利用する方の割合が高くなっていくものと考えております。

こうした状況を想定いたしまして，金砂郷地区では「こどもセンターうぐいす」におきまして，議員のご発言にもございましたように，金郷幼稚園と金砂郷保育園が特区制度を活用して施設を共用し，これまで10年にわたり幼保が一体となって幼児教育，幼児保育を行ってきてございます。

しかしながら，これまでの特区制度，あるいは認定こども園制度では，文部科学省と厚生労働省による二元行政を改め一本化するまでのものではなく，むしろ認定こども園制度を含めると三元行政になると捉えられる部分もございまして，制度のメリット感よりデメリット感のほうが多く見られるというような状況でございまして，本市はもとより全国的にも余り大きな進展は見られませんでした。しかし今回の「子ども・子育て3法」により認定こども園の認可許可，あるいは財源が内閣府に一元化されましたので，当市におきましても積極的に推進する状況が整ったものと考えており，前段でお答えいたしました園児数の状況等を踏まえまして，現在新制度において国が推進しております認定こども園の開設に向けた検討協議を進めているところでございます。

認定こども園は保育の就労状況によらずに利用できるもので，幼稚園と保育園のそれぞれのよいところを生かして質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を行う施設でございまして，現在子ども福祉課と教育委員会との間でさとみ保育園と里美幼稚園の幼保連携型認定こども園化に向けた協議を進めており，幼保連携型認定こども園へ移行することで幼児教育と保育の総合的かつ効果的なサービスの提供が可能になるものと考えております。

里美幼稚園とさとみ保育園では，既に協調性や社会性を養うことができるようにということで，定期的に合同保育，合同活動を行ってきておりまして，また，保育参観の行事も合同で行い，保護者同士の交流も行っております。今後は保護者との協議を進めながら，平成28年度からさとみ保育園を認定こども園に移行できるよう引き続き教育委員会との協議を進めてまいります。また，他の地域におきましても園児数の状況や保護者の皆様のご意向などを踏まえながら，適正な

幼児教育，あるいは保育が確保できるよう検討を進めてまいります。

なお，来年2月に開園を予定されております太田さくら保育園におきましても，平成28年度から認定こども園への移行を希望しておりますので，こちらにつきましても認可に向けた支援を進めてまいります。

○深谷秀峰議長 建設部長。

〔生田目好美建設部長 登壇〕

○生田目好美建設部長 市民の生活道路である市道整備について，1つ目の県内で市道舗装整備率がワースト2である市道整備について，1点目の各町会からの要望箇所は地区別になどどのようなになっているかについてお答えをいたします。

まず，本市の市道舗装整備率につきましては，平成26年6月に茨城県が発行した最新の総合統計書「市町村早わかり」によりますと，平成24年4月1日時点のデータとしまして，42.59%となっており，議員ご指摘のとおり，県内ワースト2位となっております。これは道路実延長が県内第3位と長く，その中には山間部の狭隘な未舗装道路等が市道として認定されていることからこのような数字となっております。平成22年度から本年度まで，市道認定基準に満たない山間部の狭隘道路等を廃止するなど市道の再編を行ってまいりました。これによりまして，今後市道再編の結果が反映され舗装率の数値も改善されてまいります。

ご質問の各町会からの要望箇所数の地区別の状況でございますが，平成24年度からの要望件数をまとめますと，平成24年度は，太田地区422件，金砂郷地区72件，水府地区41件，里美地区31件で，合計566件。平成25年度は，太田地区406件，金砂郷地区61件，水府地区34件，里美地区23件で，合計524件でございます。平成26年度は11月末時点で，太田地区292件，金砂郷地区64件，水府地区25件，里美地区36件で，合計417件となっております。これらの各町会からの要望箇所につきましては，市としましても担当職員が現地確認等要望内容を整理し，地域性，緊急性や経済性などの効果を考慮しながら速やかに対応してまいります。

次に，2番目の市道を整備する予算や要望箇所を整理する職員体制は十分なのかについてお答えをいたします。

市道整備についての基本的な考えでございますが，幹線道路につきましては，国道，県道を補完して，市内の道路ネットワークを形成し，地域の活性化や交通渋滞を解消するなど，広域的な幹線として整備が必要な路線の年次計画を定め，計画的に整備を進めることとしております。また，市民生活に密着し，安全性，利便性を向上させ，使い勝手のよい道路として整備する生活道路につきましては，主に地元町会からの要望等を踏まえまして現地を十分に調査し，地域性，緊急性や経済性などの効果を考慮して優先順位を整理し，整備を進めていくこととしております。

これらの市道整備を進めていくために必要な予算と要望箇所を整理する職員体制につきましては，平成24年度からの状況をまとめますと，道路橋りょう費は，当初予算で平成24年度が15億円，平成25年度が11億5,000万円，平成26年度が11億7,000万円となっております。職員体制といたしましては，平成24年度24名，平成25年度21名，平成26年度2

3名となっており、事業の完了と工事の進捗状況や、また職員の退職や人事異動などにより、年度ごとの数には変動が生じている状況でございます。

このような予算と職員体制により市道整備を計画的に進めておりまして、毎年度の予算要求時にはコスト縮減に努め、効果的・効率的な予算執行をしていくこととして、整備に必要な当初予算を確保するとともに、必要に応じ補正予算を計上するなど計画的な事業推進ができるように努めております。

今後も必要な予算と職員体制を確保しながら、市民の安全と利便性の向上を図るため、効果的・効率的な市道整備を計画的に推進してまいります。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 財政調整基金のありようについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、三割自治体の典型の本市が、県内でも有数の財政調整基金を積むことができている現状についてでございますが、歳入におきましては、市税等の収納体制の強化、さらに未利用資産などの売り払い、広報紙やホームページへの広告掲載、ふるさと納税、これらによる自主財源の確保に努めてまいりましたこと、また、歳出におきましては、定員適正化計画に基づく職員数の削減、市債の借り入れ抑制による公債費の削減、さらに指定管理制度の導入や民間委託などの事務事業の見直しによる経費削減、これらにより行財政改革による財源を捻出することで、地方交付税の合併算定がえの終了による将来の財源不足や市債の返済など将来負担に備えるため、できる限り財政調整基金を積み立ててまいったところでございます。この結果といたしまして財政調整基金の残高は、平成25年度末には47億4,700万円となり、市町村合併直後の平成17年度末の24億3,300万円と比較いたしますと、23億1,400万円増加いたしているところでございます。

また、健全化判断比率の将来負担比率も、平成25年度決算におきましてようやく該当なしとすることができ、財政の健全化にも一定の効果を上げることができたところでございます。

続きまして、今までにも市民に対する投資的経費である事業を行ってこなかったのではないかとということについてでございますが、必要な事業を削減して基金積み立てをしてきたわけではなく、先ほど申し上げましたとおり、自主財源の確保や行財政改革の推進により、結果といたしまして基金の積み立てができてきたところでございます。

市民1人当たりの決算額を見ても、市町村合併直後の平成17年度におきましては38万3,000円であったものが、平成25年度には47万2,000円と8万9,000円ほど増加いたしております。この間、乳幼児、小中学生医療費助成事業、新婚家庭家賃助成事業、保育園・市立幼稚園の保育料軽減、これらの事業の拡充にも努めてきたところでございます。

必要な事業に投資をしていくことは大切なことでありますし、それをしないで基金積み立てをしようとしているわけではないことをご理解いただきたいと思います。

続きまして、優先して進めたい事業に財政調整基金を使う考え方についてでございますが、本市はまだまだ自主財源が乏しく、地方交付税などに依存しておりますことから、今後におきまし

ても合併算定がえの終了や有利な地方債である合併特例事業債、過疎対策事業債の借り入れ期間終了による将来の財源不足、施設の老朽化による更新費用など、将来必要となる事業に備えるとともに、財政の健全化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、必要な事業には投資をしていくことも大切なこととございますので、積み立てをしてまいりました財政調整基金につきましても必要に応じて活用しながら、引き続き第5次総合計画における後期基本計画に掲げる6つの重点戦略に係る主要施策について重点的に推進するとともに、市民の皆さまからの要望にも配慮いたしまして不便なく住みやすいまちづくりを目指し、常陸太田市に住んでよかったと思っただけのよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

[8番 平山晶邦議員 質問者席へ]

○8番(平山晶邦議員) 2回目の質問をいたします。

第1の質問の今後の市立幼稚園・保育園のあり方についてであります。私はご答弁いただいたことに対しまして理解をいたしました。地域の実情とかさまざまなことは今後考えていくということでございますので、さとみ保育園と里美幼稚園の問題、そしてその他の地域にも多くの課題、問題があると思いますので、ぜひともそれに関しては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私はこの質問を調べる過程で、「こどもセンターうぐいす」に行ってみました。先生方にも意見を頂戴いたしました。幼保連携の施設は、子どもにとって大変よい施設だと感心いたしました。それはどうしてかと申しますと、同じクラスの中に幼稚園児と保育園児がいるんです。統合しているわけです。保護者の方の何らかの事情で幼稚園から保育園に移動しなくてはならないときもスムーズに、担任もかわりませんしクラスメートもかわりませんから子どもにストレスがないという話をお聞きしました。だから金砂郷地区の高柿町にあっても、久米とか大里、薬谷、大平町などからも「うぐいす」に入園したいという希望は多いと。これは執行部の皆さんもご存じだと思っております。ですから、場所よりも保護者が望む運営内容が大切なんだということをお自身痛感いたしました。保護者の皆さんは、保育内容や幼児教育内容が充実していれば、遠距離でも大丈夫だそうです。うぐいすに入園したいという要望はほんとうに多くあるそうです。

今後、地域に合った子育て支援を行い、その中で幼保連携の認定こども園などへの取り組みを行うということでありますから、その辺も十分に考慮していただいてご検討いただきたいと、改めてお願いをいたします。これはお願いでございますから結構でございます。

第2の質問の市道の整備については、建設部長の答弁を全体的には理解をいたしました。この問題は、私は今回が初めてではなくて、以前にも舗装の整備率を上げなければならぬだろうということをこの議会で質問を行ったと思います。

それから、建設部も市道の廃止等を相当数行いました。私は市道の廃止を積極的に行う、分母を変えることによって数値を上げるということ、それは山間地域の狭隘な道路、人が使わないという市道であれば廃止することも結構だと思うんですが、それを廃止するときは、案外町内の皆

さんに相談しないで一方的に、狭いからという形で廃止しているのが現状だと思います。それよりも、やはり市民からの要望箇所を積極的に整備するという姿勢が私は大切だと考えています。

建設部がワースト脱却作戦を計画して、財政部門も検討して、やはり集中的に整備することが必要だと考えます。そうしませんとまた2年後、3年後、同じような質問をしなければなりません。そういうことを積極的にやっていただきたいということから、その意気込みをお聞かせいただきたいと思います。その中で、常陸太田市道路整備審査会会長である副市長のご所見をお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。副市長。

○宮田達夫副市長 ご質問の道路整備に関しまして、道路舗装改善率の所見でございますけれども、常陸太田市の行政に携わる者として、当然のことながら改良舗装率を引き上げていかなければならないと思っております。

先ほどの部長答弁にもございましたが、平成22年から進めております市道の再編に伴いまして、舗装率は大きく改善するものと思っております。しかしながら議員ご指摘のように、率は改善されましても市民生活で利用される生活道路の実際の舗装が進むことは、また、救急や消防など安全確保のための局部改良を進めることが、さらにはコンパクトシティのための幹線道路の整備を進めることがこれからの常陸太田市には重要であることは自明のことでございます。

このため、私が会長を務めております道路整備審議会において、各地区からの要望に対し、改良舗装につきましては、その必要性について十分な審議を行い、積極的に進めてまいり所存でございます。

ただ、合併により本市は県下最大の面積となっております。引き継がれた多くの橋、トンネルなどの公共インフラについては、今後長寿命化対策を行っていかねばなりませんので、これらの対策も含め、道路整備は計画的に行わなければならないこともご理解をいただきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番(平山晶邦議員) 理解をしております。しかし10年間、舗装整備率の問題を前にも申し上げてなかなか改善されなかったという現実があるわけでございますから、やはり改めて積極的な執行をお願いしたいと。

財政調整基金だけどんどん積み重なっても、それは市民生活のためにあるわけですから、ぜひともそういう必要な道路整備に関しては、財政調整基金を取り崩してもやっていただきたいと思っております。ぜひその辺はよろしく願いいたします。

次に、第3の質問の財政調整基金の問題については、要望を申し上げます。

先ほど市民1人当たりの決算額のご説明がございましたが、私が前段で申し上げたことがございますけれども、合併計画で記されている以上の決算の金額になっているんです。例えば23年度は、歳入が293億円ありました。そのときの歳出が277億円でありました。24年度は、歳入が261億円ありました。歳出が251億円、歳入よりも10億円少なく使っている。23年度も293億円で277億円、20億円近く少なく使っているんです。歳入よりも使っている

のが少ないんです。先ほど申し上げましたように、25年度の昨年も263億円の歳入があったけれども使ったのは253億円だったと。それにはさまざまな問題、課題があったんでしょけれども、合併した当初よりも多くの歳入……、3・11の東日本大震災があって災害復旧のあれがありましたから、23年度は300億円近いお金が使えたんだと思いますが、それにしても常陸太田市の財政は、結構交付税とか特別交付金だとかを含めまして全体的にはきっちり確保できていると。

10年前計画したときに、人口が増えるという想定をした。しかし現実には1万人近くも人口が減った。そうすると1人当たりの歳出を人口で割ったら単価は上がってくるじゃないですか。そんなことは当然であります。問題は人口が減っていく、常陸太田市に家をつくっていただけないということが私は問題だと。だから市長は少子化対策、定住促進対策を今多くのところで訴えているんじゃないですか。ですから私は執行部の皆さんに、人口が増えないことが問題なのだという認識を持っていただきたいんです。だからあえて私は、県内で今一番勢いがあるという3市のつくば市や那珂市やひたちなか市を例に出しました。

改めて申し上げますが、財政調整基金を積むことが目的になっているようでは困ります。行政の目的というのは市民の福祉の向上ですから、ぜひとも来年度の予算編成作業の中で、これは今現在進行中であると思いますので、私が今ご指摘申し上げましたことを踏まえて反映していただきたいということの要望を申し上げておきます。よろしく願いいたします。これは要望にとどめさせていただいて、以上で私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

安倍首相が解散総選挙に踏み切りました。今回の選挙はこの2年間の安倍政権の政治がどうであったのか、これが問われる選挙です。国民の声を無視して行われたまず第1位に挙げられるのが集団的自衛権行使容認、この閣議決定、そして戦争する国づくりに突き進む。また、日本の農業を根幹から破壊するTPP参加推進、原発の再稼働、そして消費税増税10%の1年半先送り実施だと。これは皆さん、アベノミクスの景気悪化、格差拡大によって増税はできないと、1年半先送りすると、そのときに景気がどうであろうと消費税は10%にするんだと、こういうことを表明しております。日本共産党は、先送り実施ではなく、増税はきっぱりと中止せよと、こういうことを国民の皆さんに訴えてまいりました。安倍首相の今しかないという今回の解散は、国民の世論と運動が安倍政権を追い詰めてきた結果です。

先月11月に行われました沖縄県の知事選では、新基地をつくらせないとする保革の枠を乗り越えオール沖縄の民意を代表した翁長雄志氏が現職を破って圧勝いたしました。地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。国の言いなりでは市民の命と暮らしは守れないと思います。国のこうした国民いじめの政治に立ち向かい、子どもや高齢者、若者、障害を持っている方誰もが安心して暮らせる常陸太田市を目指す立場から一般質問を行います。

最初に、東海第二原発について伺います。

衆議院選挙に合わせて茨城新聞社が行った県内世論調査で、東海第二原発の再稼働反対が57.6%となり、賛成の24.7%を大きく上回ったと報じています。日本原電が現在各地で行っている住民説明会の太田地区会場に私も参加いたしました。発言の中でも再稼働反対や廃炉の意見が出されました。説明を受けた市民からは、壁の中のケーブルに耐熱塗料が塗布できるのか、また、事故が起こったときに安全に避難ができるのかどうかと、こういった疑問や不安が解消できない、こうした様子もうかがえました。原発の再稼働に賛成という意見も一人おりましたけれども、電気代が高くなると、だから再稼働してほしいということでした。

そこで3点について伺います。

1点目は、9月以降の首長会議の内容についてです。今月4日付の新聞で、「15市町村で新組織発足 東海第二原発安全協定拡大要求へ」と題する記事が載りました。東海第二原発をめぐる、半径30キロ圏内の緊急時防護措置区域の自治体など15市町村は、今月3日、「東海第二発電所安全対策首長会議」を発足させ初会合が開かれて、原子力安全協定の枠組み拡大へ取り組む柱として、年内にも原電に対する申し入れ書を提出する方針との内容ですけれども、9月以降、首長会議が開かれておれば、その内容について伺いたいと思います。

2点目は、避難計画等、県とのやり取りの内容についてです。6月議会の私の一般質問で、県は本市の避難受け入れ先を大子町、福島県として調整中ということでした。その後具体的に県と詰めてきたのかどうか伺います。

3点目は、原発の再稼働についてです。未曾有の東日本大震災からまもなく3年9カ月。しかし今なお12万人もの被災者がふるさとに戻れず、厳しい避難生活を強いられています。新年をどのように迎えるのだろうか、本当に胸が痛みます。

東京電力福島第一原発事故は、さきの民主党政権が早々と収束宣言にもかかわらず、大量の放射能汚染水問題など非常事態が続いております。ところが安倍政権は、エネルギー基本計画で原発を重要なベースロード電源とするなど、原発を将来にわたって存続する立場を明確にして、原発事故時の住民の避難計画も作られないのに、九州電力川内原発を突破口に再稼働に向けた暴走に突き進んでおります。また、成長戦略の一環として、自らのトップセールスで原発輸出の先頭に立っています。冒頭でも紹介しましたが、多くの市民は再稼働反対、廃炉を望んでおります。大久保市長には、市民の命、財産を守る立場を貫いてほしいと思いますけれども、再稼働についてのご見解を伺いたいと思います。

2番目に、米価暴落対策について伺います。

今、米価暴落が県内と全国の農家を襲っております。概算金で60キロ当たり前年より3,000円前後下落し、史上最低の8,000円から7,000円の銘柄が続出しております。全国平均の米生産費1万6,000円の半分以下という異常事態です。加えて、昨年まで米のほかに10アール当たり1万5,000円出されていた直接支払交付金が安倍政権によって今年産から半額に削られ、米農家の経営は深刻な事態になっております。このままでは大規模経営も含めて米づくりができなくなり、農村の崩壊に拍車をかけることは必至です。とりわけ担い手層の経営の打撃ははかり知れないものがあります。国民の主食である米の需給と価格の安定に政府はきちんと責任

を持つべきです。米の過剰在庫を放置して、米価に何の対策もとらないことはもはや許されません。米価暴落対策について2点伺います。

1点目は、市独自の価格補償や直接支払交付金の補填についてです。稲敷市では、半減した直接支払交付金を10アール当たり5,000円の補助を行う対策を実施しております。当市も本市に倣い緊急対策をとるべきだと考えますが、ご所見を伺います。

2点目は、来年の米作生産資材への助成措置について、対策を考えているのかどうか伺います。また、農政部長にお願いはすけれども、午前中の同僚議員の答弁の中で米の政策、セーフティネット、ならしですけれども、それからJAの無利子の融資、そして常陸太田市での米の消費拡大といいますか、米を食べようというさまざまな取り組み、そしてふるさと納税者の方々には米をプレゼントする。また、飼料用米の作付、これは促進するのかわかりませんが、それらについてはわかりましたので、市独自の対策について特にご答弁をお願いしたいと思います。

3番目に、農作物の鳥獣被害対策について伺います。

当市のイノシシにおける農作物被害が拡大しており、深刻な問題になっております。最近も退勤時にイノシシに出くわしたとか、自宅の前でイノシシがうろうろしていたとの話も聞きました。耕作放棄地が増加し、さらなる被害を招く悪循環が生じております。

そこで、イノシシ等の被害対策の担い手確保について伺います。鳥獣被害の対策を猟友会、捕獲隊に全面的に今協力をいただいております。今後担い手育成、確保のために狩猟免許取得費と更新に係る経費等への支援も必要だと思います。その際、猟友会との協議もぜひ進めてほしいと思います。県内では笠間市、石岡市、かすみがうら市、城里町などで、狩猟免許申請手数料、これはくくりわなだと思いますけれども5,200円、狩猟免許講習受講料8,000円、これを全額助成しております。狩猟免許取得費などへの市独自の助成を求めますが、ご所見を伺います。

4番目に、茨城県農業共済組合連合会の事業について、御影石堀や東屋、洗車機の整備問題について伺います。

水戸市小吹町にあります「NOSA I 茨城」——茨城農業共済組合連合会の家畜診療センターが昨年4月に開設いたしました。その際同時に整備された全長169メートルに及ぶ御影石の石堀や、休憩所としてつくられたと言われる東屋について、市民、それから共催加盟の組合員から、あのような立派な石堀や東屋などがなぜ整備されたのかという疑問や、あのような豪華な堀や東屋をつくるのなら我々に還元してほしい、こういう率直な声も出ております。

私は「NOSA I 茨城」に行ってみました。御影石をふんだんに使い、本当に立派過ぎる、広い駐車場の中にどんと建っている東屋はどのように利用されるのか、驚きと疑問を実感しました。連合会事務所で何点か説明を求めてまいりました。全てにわたって回答を得ることができませんでしたけれども、説明してくれた方に、あとは地元に戻って大久保市長に伺うのでいいですよと言って帰ってまいりました。そこで、連合会理事もされております市長に、御影石堀や東屋、洗車機の整備問題について伺います。

1点目は、目的と経過、工事額について伺います。

2点目は、農水省の検査で指摘されたということを伺っておりますが、その指摘された内容に

ついて伺います。

5 番目に、介護保険の改定と高齢者支援について伺います。

今年6月に成立した「医療・介護総合法」は制度の大改悪で、最大の問題は要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しです。全国で要支援認定者のうちサービスを受けている8割以上の人が対象となります。この法律のもとで、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスが廃止され、市町村が独自に実施する新たな介護予防、日常生活支援総合事業として代替するサービスが行われることとなります。総合事業は既存の事業所によるヘルパー派遣やデイサービスとともに、NPOによる掃除・洗濯、ボランティアによるごみ出し、あるいはサロンなどが実施されるとしております。これを2015年度以降開始して、2017年度までの3年間に全市町村で移行させることになっております。

そこで1点目は、介護保険改定に伴う当市の地域ケア体制について6点伺います。

①、本市の介護保険6期計画の進捗状況、そして介護保険料がどのようになるのか、検討されているのかということです。

2点目は、NPOやボランティア、民間企業の受け入れ体制について動きがあるのかどうか、その動きと考え方について伺います。

3点目は、要支援認定者のうち訪問介護の利用者、通所介護利用者の人数とサービスの継続についての考え方です。

4点目は、要介護認定の申請は利用者の権利であり保障されるという考え方について、ご認識を伺いたいと思います。現行制度では、高齢者から常陸太田市に介護の必要性の訴えがあった場合、まず要介護認定を行うということが通常の手続となっています。しかし新制度ではそれが大きく変わり、窓口の判断で要介護認定の省略が可能となります。新総合事業がスタートしても、要介護認定を受けるのは被保険者の権利であり、また、行政が本人の同意を抜きにしてサービスを打ち切ることはできません。このようなことについてのご認識、ご見解を伺います。

5点目は、新規要支援者が訪問介護や通所介護を希望した場合への対応についてです。

そして6点目、予防給付の自然増の伸び率の予測、これは年5%から6%とされております。厚労省がこれを後期高齢者の伸び率の予測、3%から4%程度に抑えることを求めています。この厚労省の求めに従えば必要なサービスを制限することにつながります。制限されたサービス分は自己負担分で受けざるを得ないことになるため個人負担増になるわけです。総合事業のもとで利用者の負担増について、どのようなご見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

大きく2点目は、高齢者支援について伺います。新規事業、それから今行っている事業の拡大など、高齢者の福祉の充実のために、新年度における高齢者支援について伺いたいと思います。

6番目に、産業廃棄物の不法投棄問題について伺います。

最近、本市の産廃等の不法投棄についての記事が相次いで新聞に出ており、市民の皆さんが不安と心配を抱いております。行政にも問い合わせがあったのではないのでしょうか。県内でも一番広い面積を持ち山間部が多く占める本市にとって、廃棄物の不法投棄問題は懸案の課題です。本市の子育て上手、子育て支援などさまざまな取り組みが、今マスコミでも取り上げられて視察

も増えております。子どもを育てやすい常陸太田市として、本市のイメージアップにつながっております。しかしその一方で、産廃や一般廃棄物の不法投棄、これは大きなイメージダウンにもなり、また、環境破壊や市民の健康破壊にも影響を及ぼしかねません。産業廃棄物の不法投棄問題について2点伺います。

1点目は、県条例の規定にかかわらず、やはりしっかり調査を行うことや、監視体制の強化についての取り組みの状況、今後の対策について伺います。

2点目は、県に監視体制、指導の強化を求めることについて伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、第1点目の東海第二原発についての9月以降の首長会議の内容と避難計画等についてのご質問でございます。東海村など6市村で構成する原子力所在地首長懇談会の開催につきましては、5月の東海第二発電所の安全審査申請に当たりまして開催した後の開催はない状況でございます。

念のため申し上げますけれども、安全審査申請に際しましては、懇談会と水戸市など9市町村で構成する県央地域首長懇話会との連名により、安全審査申請は再稼働に直結するものではないこと、安全協定の早期見直し、事業者として説明責任を果たすべく住民等への情報提供、4つ目としまして審査状況の情報提供、5つ目につきましては、使用済み燃料の安全対策の積極的な対応ということの申し入れをしたところでございます。

2点目の避難計画についてでございますが、本市の受け入れ先市町村となる大子町及び福島県につきましては、10月に県より福島県の受け入れ先市町村の具体的な案が示されましたので、今後同じく福島県へ避難することになる日立市、高萩市との調整を行った後、市町村を確定していくという状況でございます。さらにその後、受け入れ先の各市町村との協議、調整を行い、避難施設の選定などを行っていきたくて考えておりますが、来年3月に完了予定の県計画の策定を受けた中で整合性を図りながら市の計画を策定してまいります。

次に、東海第二原発の再稼働についてのご質問にお答えをいたします。

現在、東海第二発電所につきましては、原子力規制委員会による新規制基準適合の審査を行っているところでございますが、この審査申請の際には、本市も含め関係市町村から再稼働に直結するものではない旨、先ほど申し上げましたとおり申し入れを行い、事業所と双方において確認をしているところでございます。また、安全協定におきましても、原子力所在地首長懇談会において、県及び東海村と同等の権限とすることなど、協定の見直しについて要求をしておりまして、見直しまでの措置として覚書も締結しているところでございます。

さらには、原子力災害にかかわる広域の避難計画につきましても、先ほど申し述べましたように、現在県が策定作業を進めておりますが、これを受け本市での計画策定も課題として残っている状況でございます。

したがいまして、現段階におきまして、再稼働の議論をするまでには到底至っていない状況であり、判断はできないものと考えております。

次に、茨城県農業共済組合連合会の事案に関するお尋ねがございましたけれども、当然組織的には本議会とは全く違い、本議会にふさわしくないことでお答えできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、宇野議員さんは、茨城北農業共済事務組合議会の議員をされておりますので、その議会の中で事務局側からも説明を申し上げ、ご質問をいただきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 農政部長。

〔滑川裕農政部長 登壇〕

○滑川裕農政部長 農政部関係の米価暴落対策と農作物の鳥獣被害対策にかかわる2項目のご質問にお答えいたします。

まず初めに、米価暴落対策における1点目の市独自の価格補償や直接支払交付金の補填につきましては、さきに赤堀議員さんに答弁を申し上げましたが、国においては制度移行期の緩和措置もあり、制度該当者や約34%ないし90%の価格補填を実施するとともに、今年の状態を踏まえ、来年に向け緊急に新たな政策を打ち出すと聞いております。また、JAによる無利子融資制度の緊急的な実施や地域農業再生協議会による飼料用米への説明会の開催など、各機関がそれぞれ政策を実施しております。

行政の対策といたしましては、稲敷市は今回の米価格の下落に伴い実施したのではなく、国の経営所得安定対策交付金の上乗せ分として5,000円の予算化をしたと聞いております。したがいまして、今年産の米の価格に対し、茨城県及び県内市町村においては、単独での補償を行っている現状ではなく、本市としても現在は独自の価格補償や直接支払交付金の補填を実施する計画はいたしておりません。

続きまして、2点目の来年の生産資材への助成措置につきましては、さきに申し上げました補償等と同様に、現在は市独自での来年の生産資材への助成措置等を実施する計画はいたしておりません。しかしながら農業共済制度においては、今年度の雪害によるハウス被害の状況等を踏まえ、被害を受けたハウス等への補償等の拡大を検討している旨聞いております。

続きまして、農作物の鳥獣被害対策におけるイノシシ等の被害対策の担い手確保にかかわる狩猟免許取得金などへの助成のご質問にお答えいたします。

農作物の鳥獣被害への対策として、本市におきましては市捕獲隊への委託によるイノシシの捕獲及び狩猟期間における焼却処分への助成を実施しており、その捕獲頭数は25年度年間720頭であり、その内訳は市捕獲隊によるものが227頭、狩猟期分が493頭となっております。なお、狩猟期分の把握はできませんが、市捕獲分のうち約85%に当たる192頭がくくりわな等によるものとなっております。

平成26年度における市捕獲隊による現在までの捕獲頭数は340頭となっており、うち、わなによる捕獲は91%に当たる311頭となっております。なお、現在は狩猟期間に入り、焼却処分への助成を実施しております。

今年度は、保護区内の捕獲を実施する1回分を残し、捕獲隊による捕獲は終了いたしますけれども、捕獲隊による捕獲頭数が大きく伸びている現状でございます。その要因といたしましては、従来は銃、わなによる期間のみを捕獲期間としておりましたが、今年度より従来捕獲期間に加え、その間についても各町会の見守りによるご協力のもと、わなによる捕獲を実施したことによるものと考えております。

続きまして、捕獲を委託する捕獲隊の状況といたしましては、現在は58名から組織され、捕獲隊のうち約半分に当たる30名の方がわなの資格保有となっております。また、捕獲隊の平均年齢は64.5歳となっております。この市捕獲隊への入隊要件といたしましては、5年以上の狩猟歴を持ち、かつ3年以上継続した狩猟者登録を受けている等との5項目の入隊許可基準が定められております。

なお、狩猟免許取得に要する諸費用は、射撃教習代や免許取得費等により合計で10万8,000円となり、その種類によっては毎年または3年ごとの更新を必要とするものもあると聞いております。これらの費用の一部の助成により、新たに免許取得者を増やしたとしても基準により5年が経過しないと捕獲隊の隊員になれないとともに、本人の意思もあり、新たな担い手として活躍いただけるものかどうか疑問が残るところでございます。

捕獲隊としては、捕獲の方法として、わなは効率がよく、捕獲隊のわなの捕獲率を上げたほうがより効率的な捕獲が可能となるとの考えもあり、今後ご提案の取得費用の支援も含め、担い手の確保に向け、本当に必要な内容を捕獲隊とともに十分に協議し決定してまいります。

また、他市町村との連携による広域及び繁殖期の実施など、より効率的な捕獲方法の検討も行ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険の改定と高齢者支援についてのご質問で、介護保険改定に伴う地域ケア体制についての6点のご質問にお答えをいたします。

初めに、第6期介護保険事業計画の進捗状況及び第6期の介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

まず、第6期介護保険事業計画の進捗状況ですが、介護保険事業計画につきましては、第6期の高齢者福祉計画の策定作業の中で、内容等の検討を進めておりますが、これまでに医療や保険、福祉関係者、また、被保険者の代表者などで構成される策定委員会を2回ほど開催してまいりました。いわゆる「医療介護総合確保推進法」が本年6月に公布され、これに伴い「介護保険法」が改正されたことにより、在宅医療、介護の連携の推進、認知症対策の推進、また訪問介護及び通所介護の予防給付が、市町村が実施する介護予防、日常生活総合支援総合事業へ移行することにより、要支援者に対する多様な生活サービスの充実強化を図ることとされており、現在、これらの事業を計画の中にどのように位置づけするのか、策定委員の皆様のご意見等を伺いながら検討を進めているところでございます。

次に、第6期の介護保険料につきましてお答えいたします。

介護保険料につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の保険料、これまでの給付費の実績や認定者数の伸び率等を勘案して、国から示されるワークシートに沿って推計算定することになります。

本市における介護を必要とする高齢者は年々増加傾向にあり、さらに団塊の世代が75歳に到達する2025年以降には、要介護者が大幅に増加することが見込まれておりますので、介護保険料の算定に当たりましては、これらを見据えて介護保険支払準備基金の活用などを十分考慮し、過度な保険料の上昇をできる限り抑制できるよう調整作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険事業計画における要支援者の支援に係るNPOやボランティア、民間企業の受け入れ態勢についてお答えいたします。

前段のご質問でもお答え申し上げましたように、「介護保険法」改正に伴う予防給付の見直しにより、介護予防日常生活支援総合事業をそれぞれの地域の実情に合わせて市町村が実施することになりますが、そのサービス提供の事業主体について、既存の事業に加えNPO法人やボランティア、民間企業等を活用して展開することが求められております。市がどのようなサービスを提供するのか、サービスのメニュー、内容等について現在検討を進めているところでございまして、その中でNPO法人等の受け入れ態勢につきましてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、NPO法人等の動きでございしますが、これまでに全国シルバー人材センター事業協会が市のシルバー人材センターを通しまして状況調査を行ってございます。総合事業への参入の意向がうかがえる動きがございしますので、今後対応等について市のシルバー人材センターと協議調整を進めていくこととしており、その他の団体等につきましては把握できていない状況でございます。

続きまして、要支援認定者のうち、訪問介護の利用者及び通所介護利用者の人数とサービスの継続についてお答えいたします。

まず、要支援認定者のうち、訪問介護及び通所介護利用者の人数でございますけれども、平成26年9月末の時点において、訪問介護利用者が57人、通所介護利用者が131人となっております。

次に、サービスの継続についてでございますが、介護予防日常生活支援総合事業に移行した後も、訪問介護及び通所介護サービスにつきましては、現在の介護サービス事業者によりサービスの提供ができることになっていることから、訪問介護及び通所介護サービスの利用を継続することは可能でございます。

なお、これらのサービスを利用する際には、地域包括支援センターによるケアプランを作成することから始まりますので、要支援者のご希望や生活状態等を踏まえまして、十分な説明のもと最適なサービスの選択が可能となるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、要介護認定の申請は利用者の権利であり、保障されるという考え方についてのご質問にお答えいたします。

要介護認定の申請につきましては、介護サービスの利用が必要な状態になったときに、いつで

も誰でも手続をすることができ、申請する旨のお申し出がありましたら、記入内容等を十分ご説明の上、全ての方に申請書をお渡しいたしてございます。

なお、要介護認定申請をご本人やご家族が行うことができない場合には、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などが手続を代行することも可能となっております。

また、要介護認定審査において介護が必要であると認定されれば、判定内容に基づいて作成いたしましたケアプランに基づき必要な介護サービスを受けることが可能となります。

なお、議員ご発言の中に、希望しても市が認定申請を受け付けないことがあるというようなご発言がございましたけれども、新制度におきましての認定申請時の窓口におきましては、チェックリストを備えることになってございます。そのチェックリストで申請者の状態を見る作業が入ります。そのチェックリストを窓口で必要に応じてチェックリストの結果を使って総合事業への案内をすることができるということにはなっておりますけれども、申請者が認定申請を希望した場合には、それを拒否するものではありません。

続きまして、新規の要支援者がヘルパーやデイサービスを希望した場合への対応についてお答えいたします。

介護予防日常生活支援総合事業に移行した後も訪問介護及び通所介護サービスの利用を継続することは可能である旨を先ほどのご答弁の中でもご説明申し上げましたが、新規で要支援の認定を受けた場合につきましても、介護の専門職のサービスが必要な状態であれば、ヘルパーやデイサービスの利用を受けることが可能でございます。

新規の方につきましては、まず初めに、これまでの予防給付と同様に、ケアプランの作成が必要となりますので、サービスを利用される方の心身の状態や生活の状態等をお伺いし、さらにできる限りご本人の希望を尊重しながら必要と思われるサービスをケアプランの中に反映させていくこととなります。

続きまして、総合事業のもとでの利用者の負担増についてのご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にもございましたように、国では平成27年度以降の予防給付金の伸びを、現行制度を維持した場合は5ないし6%の伸びと予想しておりますけれども、新しい総合事業を実施することによる事業費の伸びにつきましては、75歳以上の後期高齢者の伸び率である3ないし4%程度に抑えられるものと考えております。

そうした捉え方を背景といたしまして、新しい総合事業の費用につきましては、従来の費用実績に75歳以上の後期高齢者の伸び率を考慮して上限を設定するという考え方がガイドラインで示されておりますけれども、この事業、いわゆる介護予防日常生活支援総合事業が始まることによりまして、サービスの利用の選択の幅が広がり、効率的・効果的なサービスの提供を行うことによる費用の節減効果を見込んだものでございまして、必ずしもサービスの利用の制限につながるものではないと理解をいたしております。

その論拠といたしまして、仮にその費用の伸び率が国の目安、いわゆる上限を超えてしまうような場合については、別途個別に判断する仕組みを設けることといたしてございまして、一定の特殊事情が認められた場合には、上限を超えた分につきましても総合事業として実施することが

認められる考え方なども示されてございます。

次に、利用者負担についてですが、新しい総合事業では、サービスの内容に応じて市町村がサービスの単価や利用者負担を設定することとされており、サービス単価の設定に当たっては、国が定める額を上限とすること、また、利用者負担につきましては、介護給付の利用者負担割合を下限とすることが示されております。

新たな総合事業、いわゆる介護予防日常生活支援総合事業につきましては、さまざまな主体による多様なサービスを提供することで、要支援者等のサービスの選択肢を広げ、安心して在宅で生活できるよう、自立の促進や重度化予防の推進を図り、結果として費用の効率化を目指すものといたしてございます。サービス単価や利用者の負担額の設定に当たりましては、当該事業の目指す方向性、サービスの内容や時間、基準等を踏まえまして、利用者の負担増とならないよう努めてまいります。

続きまして、新年度における高齢者支援の考え方についてのご質問にお答えします。

本市ではこれまで老人クラブへの支援やシルバー人材センターや高齢者生産活動センターの活用、生涯学習活動の推進やスポーツ活動の普及促進などにより、障害者の皆様の生きがいつくりと社会参加のための取り組みを進めるとともに、緊急通報体制等整備事業や配食サービス事業、宅配介護代行サービス事業、あるいは高齢者ふれあい活動事業等により、地域での見守り体制づくりを目指した高齢者福祉サービスの提供に努めてまいりました。

新年度におきましても、介護予防、あるいは健康寿命延伸をさらに積極的に推進するために、地域包括支援センターや民生委員等々と連携を図りながら、前段で申し上げました高齢者支援に係るサービスの利用促進を図り、高齢者の皆様が地域で元気に自立した生活を継続できるよう引き続き支援をしてまいります。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 産業廃棄物の不法投棄問題についてのご質問にお答えいたします。

質問項目の1つ目の県条例の規定にかかわらず調査を行うことや、監視体制の強化について及び2つ目の県に監視体制、指導の強化を求めることについて、これら2つについては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

産業廃棄物の不法投棄対策につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により県が所管となっておりますが、市内において産業廃棄物の不法投棄が発生した場合、市は初動時から県と連携して現場の確認や立ち入り調査を行い、廃棄物の詳細な内容の確認や検査、不法投棄者の特定等、必要な検査を行っております。また、大規模または悪質な事案等の場合には、県警への通報を行い、県警による捜査が行われるなど、県、県警、市が連携して対応しているところでございます。さらに、不法投棄者が特定できた場合には、県は不法投棄者に対し、不法投棄の中止や廃棄物の撤去等を指導するとともに、法に基づく改善命令を出すことができることになっております。

次に、不法投棄防止のための監視体制の強化についてでございますが、県ではこれまでも産業

廃棄物の不法投棄対策には、早期発見、早期対応が重要であるとの認識から、不法投棄の発見や監視体制の強化に取り組んできております。

組織的には、県の廃棄物対策課内に不法投棄対策室を設け、県警からの職員も含め18人を配置し、監視指導体制を強化するとともに、県内5カ所の県民センター等に警察OB等による不法投棄監視班を設置し、不法投棄の監視指導に努めております。また、県内全域に不法投棄監視員、約500名を委嘱し、それぞれの地域においてパトロールを行い、不法投棄の監視、取り締まりや通報を行っております。

さらに、県民からの通報を受け付けるフリーダイヤル「不法投棄110番」の設置やヘリコプターによる上空からの監視、監視カメラの設置、警備会社への監視委託なども行っております。市におきましても不法投棄防止看板を作成し、不法投棄の多い場所等に設置し啓発を図るとともに、県が委嘱する不法投棄監視員12名が市内を常時パトロールして、不法投棄の防止に努めております。また、不法投棄発生の際には、県や県警と連携し、現場の確認や調査、事業者等への指導を行っているところでございます。

今後、県におきましては、不法投棄の多い場所のパトロールの実施など、今まで以上の監視体制の強化を考えており、市といたしましても引き続き県や県警と連携協力を強化して、さらなる不法投棄防止に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質問をいたします。

1回目の質問で行いました1項目めの東海第二原発、再稼働問題も含めて市長にお聞きしたわけですが、先ほど質問の中でも申し上げましたが、九州電力の川内原発は安全審査が通りました途端に安倍首相が再稼働してもいいですよということがありまして、あの川内原発は避難計画も全然できていないんですけれども、最小限の安全審査の中で何が再稼働だと、住民の運動も今起きておりますけれども、こういうことも含めて市長にお話しいたしました。

東海第二原発に限っては老朽化しておりますし、再稼働反対という声が圧倒的だと。ぜひこういう市民の声をしっかりと受けとめていただきまして、再稼働は反対という立場をぜひ貫いてほしいと要望しておきたいと思っております。

それからもう一点、市長からご答弁いただきました、ちょっと項目が飛びますけれども……。順序、はい。

米価暴落対策について、それぞれ市独自の価格補償、それから直接支払交付金の補填などは考えていないと。また、2点目の来年度の生産資材への助成措置も考えていないと。非常に史上最悪の米価の暴落の中で、何か常陸太田市で生産者のためにできることがないのかどうかと、こういう点で、あらゆるところを検討しながらできることがないのかどうか、ぜひ考えてほしいと。そしてやはり地域の農業、家族経営の農業が破壊されないような手だてを打ってほしいと思っております。その点については再検討をお願いしたいと思っておりますが、どうですか。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。農政部長。

○滑川裕農政部長 答弁申し上げます。

先ほど赤堀議員さんへの答弁でも申し上げましたが、県内外でのより効果的な支援策が打ち出された場合については、国・県及びJAとの連携によりその解決策等の検討を前向きに考えていきたいと思っております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 国のセーフティネットが9割ということでありましたけれども、これは大規模農家の生産者の抛出金を除くと63%ほどになってしまうわけです。そういった意味で、常陸太田市はやはり農業が基幹産業の1つですから、先ほどと同じように繰り返しますけれども、あらゆることで検討しながら方策を考えていってほしいと、強く要望していきたいと思っております。

4点目の茨城県農業共済組合連合会の問題についてですけれども、お答えができないということですので、一部事務組合で質問はしていきたいと思うんですけれども、市長に伺いたいのは、共済加入の組合員、それから市民の方々、やはり連合会の理事会の中においても納得のいく説明と解決のためにぜひご尽力いただきたいとお願いしたいわけですが、その点についてのみご答弁お願いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 先ほど来ご答弁申し上げますように、宇野議員におかれましては、茨城北農業共済事務組合の議会議員でありますから、その場でご説明を申し上げたいと思っております。

以上です。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 5番目の介護保険の改定と高齢者の支援についてです。この法改正ですけれども、この中身を知るにつれて、介護保険料をとりながら介護保険のサービスが受けられなくなってくると、これは大変大きな問題を含めた制度の改正であることが1つ言えると思っております。

そこで、介護保険の改定に当たっての6項目については、それぞれご答弁をいただきまして、4点目の新規申請者ですけれども、これについては申請者が希望した場合にはしっかりと受け付けるという答弁がありました。ただ今度の法改正の中では、先ほど部長の答弁にありましたように窓口で受け付けるということでチェックリストが20項目ぐらいあったかと思っておりますけれども、そこで自立できるのかどうなのかというようなことで、これは既にモデル事業としてやっているところがあるんですが、国が財源の抑制で窓口の水際作戦でどんどんやられているということでモデル事業が批判されていると。もうこの方は自立ですよと言われれば、介護認定から非該当になってしまいますから、しっかりと介護が必要なんだと、申請された方は認定審査会で認定できるように、介護が受けられるように、これでもよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、重ねてこの点きちんと私も押さえておきたいので伺いたいと思っております。水際作戦。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

議員ご発言のように、ある面で介護保険制度の大きな改正でございますので、私ども担当職員も含めまして、制度改正の内容につきましては国から示され、あるいは県から示される資料について内容を十分咀嚼いたしまして、サービスを利用する皆様方に大きな変化、あるいは急激なご負担をおかけすることのないようなことを踏まえて、きちんとした形でこのサービス体制に移行したいと考えてございます。

ただ新しい制度の枠組みですので、若干事務手続等に違いが発生する場合もあろうかと思いますが、そこについては十分注意をして移行作業を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) 先ほど窓口で「水際作戦」と言いましたけれども、今回の法改正でもう一つ「卒業作戦」というのがあるんです。これは何かというと、要支援と介護1のところは専門の医者でさえもなかなか状態の判断ができないという声が出ているわけです。ですから、要支援1の人が介護1になったり、介護1が要支援になったり、ここを行ったり来たりしているのが非常に多いと。そういう中で「卒業作戦」がないようにしっかりと、「介護あって保険なし」では困るわけですから、高齢者の方が必要なときにはきちんと介護が受けられるように、そういう制度を常陸太田市ではしっかりと作ってほしい。

市町村でやれということで国が丸投げをしているわけで、市町村の財力のあるなしによって相当介護サービスの制度が変わってくるというようなところで、先ほど支払準備基金も使いながらということがありましたけれども、やはり高齢者の方が必要なサービスを受けられるようにしっかりとやってほしいと思います。

そして聞きたいのは、今度要支援1・2の人が総合事業に移るわけで、今は1割の負担になっていますけれども、この料金についてはどんなふうに検討されておりますか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 料金の算定の状況でございますけれども、基本的な算定のルール、枠組みについては国から示されてきてございますので、事務レベルでは一定程度の数値の算出作業などは進めております。

ただ、年が改まり1月には介護保険の費用の見直し等も予定されておりますので、数字の取り扱いについては今後また変動が考えられます。当然現在の数値がそのまま介護保険料にはなりませんので、その辺については国の動き、あるいはきちんと情報の把握に努めながら、先ほど申し上げましたように、できるだけ大きな負担がかからないような料率設定を検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番(宇野隆子議員) 全体のスケジュールですけれども、3年間ということではありますが、3年まで延ばせば国の支援金もずっと減額されてくるわけです。そういうこともありますので、常陸太田市では大体どのあたりで本格的に移行すると考えているのかどうか、そこを伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問ですが、総合事業への移行のご質問ということでしょうか。

○20番（宇野隆子議員） はい。

○西野千里保健福祉部長 総合事業の移行につきましては、先ほど議員のご発言にもございましたように、国のガイドラインでは平成29年4月までに全市町村、全保険者が実施することになってございます。しかし移行に当たりましては、事務上のいろいろな手続を初めといたしまして、サービス利用者、あるいはサービス事業者に対する十分な周知など、円滑に移行するための準備期間が必要でございますので、そうした準備期間を十分考慮した上で開始時期につきましては今後決定していきたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 新年度に当たって、やはり住民の暮らし、福祉、安全、こういったことでしっかりとこれからも執行部においては頑張ってもらいたいと、このことをお願いいたしましたので私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時43分散会